

1. 議 事 日 程（初日）

（令和7年那智勝浦町議会第2回定例会）

令和7年6月11日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	5
日程第2	会期の決定	5
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した 事件の承認について	8
日程第5	報告第2号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例）した事件の承認について	9
日程第6	報告第3号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例）した事件の承認について	11
日程第7	報告第4号 専決処分（令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10 号））した事件の承認について	12
日程第8	報告第5号 専決処分（令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別 会計補正予算（第6号））した事件の承認について	34
日程第9	報告第6号 専決処分（令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計 補正予算（第5号））した事件の承認について	38
日程第10	報告第7号 専決処分（令和6年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費 特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について	40
日程第11	報告第8号 専決処分（令和6年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算 （第2号））した事件の承認について	41
日程第12	報告第9号 専決処分（令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正 予算（第4号））した事件の承認について	43
日程第13	報告第10号 令和6年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	46
日程第14	報告第11号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書 について	46
日程第15	報告第12号 専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2 号））した事件の承認について	47
日程第16	議案第50号 二級河川の指定の変更について	49
日程第17	議案第51号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	50
日程第18	議案第52号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	

		を定める条例の一部を改正する条例……………	52
日程第19	議案第53号	那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	52
日程第20	議案第54号	令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	55
日程第21	議案第55号	令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第1号）……………	75
日程第22	議案第56号	令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正 予算（第1号）……………	76
日程第23	議案第57号	令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	78
日程第24	議案第58号	財産の取得について……………	79
日程第25	議案第59号	財産の取得について……………	82
日程第26	議案第60号	町道の路線認定について……………	83
日程第27	議案第61号	町道の路線認定について……………	83
日程第28	議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	84
日程第29	議案第63号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第30	議案第64号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第31	議案第65号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第32	議案第66号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第33	議案第67号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第34	議案第68号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第35	議案第69号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第36	議案第70号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第37	議案第71号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第38	議案第72号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第39	議案第73号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第40	議案第74号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第41	議案第75号	農業委員会委員の任命について……………	85
日程第42	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について……………	90
日程第43	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について……………	90
日程第44	請願、陳情の委員会付託について……………		91

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	引 地 稔 治	2 番	吾 妻 正 崇
3 番	城 本 和 男	4 番	曾 根 和 仁
5 番	藤 社 和 美	6 番	西 太 吉
7 番	加 藤 康 高	8 番	東 信 介
9 番	松 本 和 彦	10 番	津 本 芳 光

11番 勝山 則子

3. 会議録署名議員の氏名

6番 西 太吉

7番 加藤 康高

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 堀 順一郎

教 育 長 岡 田 秀 洋

総務課長 田 中 逸 雄

総務課防災対策室長 岡 崎 由 起

税 務 課 長 増 田 晋

住 民 課 長 太 田 貴 郎

福 祉 課 長 仲 紀 彦

こども未来課長 寺 本 智 子

観光企画課長 村 井 弘 和

農林水産課長 島 由 彦

建 設 課 長 井 道 則 也

会 計 管 理 者 竹 原 大 二

消 防 長 樫 尾 光 俊

教 育 次 長 中 村 崇

水 道 課 長 楠 本 定

病院事務長 寺 本 斉 弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 寺 本 尚 史

事務局主査 御 前 志 郎

事務局副主査 榎 本 達 也

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。また、傍聴者の皆様をお願いします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源をお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。また、本定例会では本会議の様子を撮影し、３階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時３１分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和７年第２回那智勝浦町議会定例会を開会します。

会議の前に、４月１日付で行われました職員異動について、総務課長から報告させます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

４月１日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。異動のあった職員は前のほうへお願いいたします。

〔会計管理者、消防長、観光企画課長、農林水産課長、総務課防災対策室長、こども未来課長の紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 次に、４月１日付で行われました議会事務局職員の異動について、局長から報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） ４月１日付人事異動で議会事務局へ異動となりました職員を御紹介いたします。

〔事務局主査、事務局副主査の紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時３１分 開議

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番西太吉君、7番加藤康高君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） それでは、おはようございます。

議会運営委員会の審議結果につきまして報告させていただきます。

去る6月6日、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に付議すべき事件は、報告12件、議案26件、諮問2件、請願、陳情の委員会付託について1件の合計41件となっております。会期は、本日6月11日から6月20日まで10日間を予定しております。本会議4日、委員会4日、純休会2日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案については、今のところ1件予定されております。

報告は以上となります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月20日までの10日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から6月20日までの10日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行わせていただきます。

まず初めに、岸本前和歌山県知事が、去る4月15日に急逝されました。心からお悔やみを申し上げる次第でございます。6月1日には和歌山県知事選挙が執行をされ、前副知事の宮崎泉氏が当選されました。岸本前知事の県政を引き継ぎ、より和歌山県を元気にしていただけることを大変期待しているところでございます。

また、夏には参議院選挙が予定されておりまして、国民が意思を示す場でもありますので、選挙を身近なものとして感じていただけるように、啓発に努めてまいりたいと思います。

令和7年3月には、国の中央防災会議が南海トラフ巨大地震による新たな被害想定を公表し、県は国の公表を受け、和歌山県の地形などを踏まえ、県内の被害想定の見直しを進めるとしてございます。本町は、地震対策として住宅耐震化、危険なブロック塀等の撤去など補助事業推進、津波対策として、平成26年に公表された和歌山県の「津波から逃げ切る支援対策プログラム」に基づき、3連動地震に係る津波避難困難地域の解消を最優先の課題と位置づけ、津波避難タワーの整備等を進めてきたところでございます。

県から新たな被害想定が示された際には、これまでの地震津波対策と新たな被害想定に基づく地震津波対策の比較を行った上で、どのような対策が有効であるか検討を進めてまいります。

水道事業におきましては、皆様方に御理解をいただき、老朽化が進む水道インフラの維持のため、40年ぶりに料金改定を行ったものでございます。実際に水道料金が増えるのは、7月の請求分からとなります。町民の皆様方、事業者の皆様方には、何とぞ御理解いただきますようによりしくお願い申し上げたいと存じます。

現在、大阪では大阪・関西万博が開催されておりますが、6月15日から6月21日、日曜日から土曜日までの7日間、関西パビリオン和歌山ゾーンにおきまして、那智の扇祭りが紹介されます。大たいまつや扇みこしの展示に加え、扇祭りの映像の上映を予定してございます。当町からも職員が参加する予定となっております。

また、中央省庁の官僚が地方自治体の課題解決を助ける伴走支援制度に、那智勝浦町が和歌山県内の自治体で唯一採択をされました。支援官は3名で構成をされ、今後1年間、オンライン会議や現地視察を通じて、町の課題解決に向けた支援を受けます。既に、5月12日に当町を訪れていただきまして、町内を視察いただき、支援につきましては現在協議を行っているところでございます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明申し上げます。

本議会に提案しております議件は40件であります。報告が12件、条例改正が3件、補正予算が4件、二級河川の指定変更について1件、財産の取得について2件、町道の路線認定について2件、固定資産評価審査委員会委員の選任について1件、農業委員会委員の任命について13件、人権擁護委員の推薦について2件でございます。

まず、報告第1号は、税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し等、所要の改正を行うもので、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴いまして、賦課限度額の見直しや減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどの改正を行ったもので、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第3号は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、傷病補償年金等の補償基礎額の改正を行

うもので、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第4号から第9号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、下水道事業会計及び町立温泉病院事業会計に係る令和6年度の補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費の確定等による調整が主なものとなっております。

報告第10号の一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和7年度へ繰り越した11の事業について、地方自治法施行令の規定により議会に報告するものでございます。

報告第11号の町立温泉病院事業会計予算繰越計算書につきましては、令和7年度へ繰り越す衛星携帯電話整備事業について、地方公営企業法の規定により議会に報告するものでございます。

報告第12号につきましては、先日の和歌山県知事選挙の選挙事務の執行に係る経費を予算措置したものでございます。

続いて、議案第50号二級河川の指定の変更につきましては、和歌山県知事から宇久井地区の長野川の二級河川指定区域の変更について意見を求められたものに対し、異議がない旨の意見を述べることにについて議決を求めるものでございます。

議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例につきましては、法改正に伴う税条例の改正を行うものでございます。

議案第52号及び議案第53号につきましては、保育事業等の設備及び運営に関する国の基準の一部改正に従い、条例についても改正を行うものでございます。

議案第54号は、令和7年度一般会計補正予算であり、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用したまちなか商品券配布事業をはじめ、藻場造成事業費、那智漁港と浦神地区における海業取組促進計画策定支援業務委託費等について補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ2億1,750万5,000円を追加し、予算総額114億3,283万2,000円とするものでございます。

議案第55号及び56号は、それぞれ令和7年度国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計に係る補正予算であり、ともにシステム改修業務委託費の補正をお願いするものでございます。

議案第57号は、令和7年度水道事業会計に係る補正予算であり、水道事業所の空調設備購入費の補正をお願いするものでございます。

議案第58号の財産の取得については、避難所用のパーティションの取得について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号の財産の取得については、消防ポンプ自動車購入に対し、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号及び第61号の町道認定については、市屋区の2本の道路について町道認定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第63号から第75号、13件につきましては、農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号及び第2号は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました40件の概要でございます。その内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書を添付させていただいております。

令和7年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日付で公布され、これを受けまして、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

説明は関係資料でさせていただきますので、関係資料のほうをお願いいたします。資料には、条例の改正内容と枠線内に主な改正理由を記載しております。

まず、1ページから2ページにかけて、グレーで色づけしている箇所が5か所ございますが、改正理由は全て同じで、法人番号の規定を引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項ずれに対応したものでございます。

次に、1ページ目、上から3枠目、第82条につきましては、法改正に伴い、軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直しについてでございます。総排気量125cc以下で最高出力を4キロワット、50cc相当以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率が、現状の50cc原付と同額の2,000円となる改正でございます。

2ページをお願いいたします。

第90条につきましては、身体障害者等に対する軽自動車税等に対して課する種別割の減免について定めるもので、個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能になったことに伴い、減免の手続に係る規定の整備を行うもの及び字句の整備を行うものでございます。



次に、2 ページの一番下、附則第10条の2は、地方税法の改正に伴う項ずれに対応したものでございます。

3 ページをお願いいたします。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、法改正に伴い、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも新築軽減の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することとする規定を追加するもの及び項ずれに対応する整備を行うものでございます。

次に、附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例規定を、附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例規定を、地方税法の改正に伴い、それぞれ削除するものでございます。

次に、附則第10条の6につきましては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例規定を法改正に伴い、条ずれ、対象年度の延長に対応する整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条は施行期日を令和7年4月1日と定めたもので、第2条は固定資産税に関する経過措置を、第3条は軽自動車税に関する経過措置を定めたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例)した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長(太田貴郎君) 報告第2号専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について説明させていただきます。

次のページの専決処分書をお願いします。

専決処分日は令和7年3月31日としています。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日付で公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものです。

次のページをお願いします。

第2条第2項ただし書は、課税限度額の基礎課税分を65万円から66万円に、第3項ただし書は、後期高齢者支援金分を24万円から26万円に改めるもので、介護納付金分を合わせた課税限度額は106万円から109万円になります。

第24条第1項各号列記以外の部分は、課税限度額の基礎課税分を66万円に、後期高齢者支援金分を26万円に改めるもので、同項第2号及び第3号は、税の減額措置に用いる所得判定基準額の見直しによるもので、加算額をそれぞれ29万5,000円から30万5,000円、54万5,000円から56万円に改めるものです。

以下、附則の第1項では施行期日を令和7年4月1日とし、第2項で適用区分を定めています。資料として、新旧対照表を交付させていただいています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(曾根和仁君) 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例）した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長樫尾君。

○消防長（樫尾光俊君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和7年3月31日に専決処分をさせていただいております。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年2月21日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本町におきましても、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、同じく4月1日から施行させていただいたものでございます。

改正の経緯につきましては、令和6年12月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、関係書類として添付しております新旧対照表で御説明させていただきます。

第5条第2項第2号では、消防団員以外の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に改め、最高額を1万4,200円から1万4,500円に改めるものでございます。第3項では、扶養に係る補償基礎額の加算額をそれぞれ改めるものでございます。第4項では、期間について字句を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表では、消防団員等の補償基礎額について、階級及び勤続年数により別表のとおり改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項では経過措置を記してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第7、報告第4号専決処分（令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 報告第4号専決処分（令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和7年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,614万6,000円とするものでございます。第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入です。

款1町税から、1枚めくっていただきまして、5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額115億1,735万3,000円に補正額で1億3,120万7,000円を減額し、計で113億8,614万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、1枚めくっていただきまして、8ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の現年補助災害復旧事業まで、借入限度額の確定に

より、計の補正前の限度額15億3,719万2,000円から、補正後の限度額を14億7,229万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額115億1,735万3,000円、補正額は1億3,120万7,000円の減額、計で113億8,614万6,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国庫支出金で7,229万7,000円の減額、地方債で6,490万円の減額、その他で2,758万円の減額、一般財源は3,357万円の増額となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。ここからは、総務課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から、少し飛びまして19ページの上段の款12交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付金等の額の確定により補正をお願いしております。そのうち、18ページ下段の款11地方交付税につきましては、補正額が7,528万7,000円の増額で、計で42億147万8,000円となっております。内訳としまして、普通交付税が37億3,152万8,000円、特別交付税が4億6,995万円となっております。

22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、1行目の節4地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の132万4,000円の増額につきましては、事業費の確定による補助金額の補正でございます。

26ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、補正額147万円の減額につきましては、説明欄に記載のブロック塀耐震化促進事業に係るもので、事業費の確定に伴う減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款17財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、補正額156万9,000円につきましては、総務課関係資料のほうを御覧ください。

資料の上段、浜ノ宮地内の1筆22.67平米につきましては、歩道整備事業用地として国土交通省に売却したものでございます。下段の八尺鏡野地内の2筆合計582平米につきましては、鉄塔用地といたしまして関西電力送配電株式会社に売却したものでございます。

恐れ入りますが、議案のほうにお戻りください。

款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、補正額109万9,000円につきましては、2件の御

寄附をいただいたものでございます。

28ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、1億3,000万円の取崩予算を計上しておりましたが、決算見込みから全額減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入のうち、説明欄記載の（総務課分）の1行目と2行目の県市町村振興協会市町村交付金は、それぞれの宝くじに係る交付金の額の確定によるものでございます。説明欄3行目の高圧送電線・線下補償金につきましては、山林に係る補償料単価が交渉中のため令和6年度分が未収入となったため、減額するものでございます。説明欄4行目の立木伐採補償料につきましては、例年と比較して伐採箇所が増加したことから、増額補正するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1民生債から、次のページの目9災害復旧債まで、それぞれ起債額の確定により補正をさせていただいております。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、補正額42万9,000円の減額につきましては、節11役務費で、施設維持作業手数料の実績見込みにより減額するものでございます。目10町営バス運行費につきましては、財源内訳の変更でございます。

37ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8病院費、補正額799万7,000円の減額につきましては、町立温泉病院事業会計における事業費の確定に伴い、繰出金を減額するものでございます。

42ページをお願いいたします。

款7土木費、項5都市計画費、目2下水道費、補正額345万円の減額につきましても、下水道事業会計における事業費の確定に伴い、繰出金を減額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、補正額4,539万円の減額の内訳は、節14工事請負費で、築地地区津波避難施設整備工事業費実績に伴い、3,901万円の減額、節16公有財産購入費の事業費確定に伴う18万2,000円の減額、また、節18負担金、補助及び交付金の住宅耐震化促進事業補助金及び地震対策事業補助金の事業費確定により、619万8,000円減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金1,565万6,000円の減額並びに目2利子465万1,000円の減額は、償還額の確定により減額するものでございます。

47ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目7公共施設整備基金費の補正額1億8,000万円の増額は、剰

余金見込額を基金に積み立てるものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税から、次のページ下段の項5入湯税まで、それぞれ町税の決算見込みによる補正をお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金でございますが、決算見込みにより152万4,000円の増額でございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費につきましては、先ほど歳入で御説明しました県税徴収補助金を受け入れたことによる財源内訳の変更でございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

20ページをお願いします。

歳入です。款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3廃棄物処理手数料の69万5,000円の減額につきましては、実績見込みによるものです。

22ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金と節2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、説明欄記載の事業費の確定による減額です。

25ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節9重度心身障害児者医療費補助金の282万円の減額につきましては、医療費の実績によるもので、目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の347万6,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

34ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の710万6,000円の減額については、特別会計の決算見込みによるもので、目8重度心身障害児者福祉医療費の434万8,000円の減額は、医療費の実績見込みによるものです。

37ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄1行目の環境衛生施設一部事務組合負担金の減額につきましては、決算見込みに伴う本町負担額の

変更によるもので、2行目、3行目の補助金の減額は事業費実績によるもので、浄化槽設置整備事業費の実績は27基、重点対策加速化事業の実績は再エネ5件、省エネ199件となっています。

次のページをお願いします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費の203万4,000円の減額は電気使用料、節11役務費の171万6,000円の減額は、粗大ごみ等の処分手数料の実績見込みによるもので、節17備品購入費の198万2,000円につきましては、塵芥収集車購入実績により減額を行うものです。

住民課の関係は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金353万4,000円と、次の節3障害児施設給付費等負担金343万円の減額は、障害者への生活介護費等の各種サービスに対する補助金で、額の確定による減額でございます。なお、節1説明欄2行目の過年度分は、5年度分の負担金確定に伴う追加分を受け入れるものでございます。

22ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金501万円の減額は、説明欄記載の非課税世帯等に対する1世帯3万円の給付金事業で、歳出の減額に伴い、お願いするものでございます。目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金677万1,000円の減額は、障害者への相談支援や移動支援等に対する補助金で、額の確定による減額でございます。

24ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節3障害者自立支援給付費負担金176万7,000円と、次の節5障害児施設給付費等負担金171万5,000円の減額は、先ほどの国庫負担金と連動した同じ内容の県負担金で、額の確定による減額でございます。なお、節3説明欄2行目の過年度分につきましても、国庫負担金と同様でございます。

29ページをお願いします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、説明欄上から7行目の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の減額は、ワクチン生産体制と緊急整備基金からの接種1回当たり8,300円の助成金で、後ほど歳出で説明します新型コロナ予防接種委託費の減額に伴うものでございます。

34ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金128万7,000円の減額は、町社会福祉協議会補助金の減額で、社協職員の長期休暇による人件費の減が主な要因でございます。



目 3 老人福祉費、節19扶助費890万4,000円の減額、説明欄 1 行目の養護老人ホーム保護措置費は、当初18名分を見込んでおりましたが、特養への移動等により実績で14名となり、減額するものでございます。次の高齢者入浴券助成は、75歳以上を対象に 1 枚200円の入浴券2,000円分を助成するもので、805名が利用され、延べ3,214名の利用でございました。減額は実績によるものでございます。節27繰出金937万円の減額は、説明欄記載の繰出金で、主に介護給付費の実績に伴う町負担分の減額でございます。

目 5 町民センター費、節22償還金、利子及び割引料 1 万3,000円は、令和 6 年度隣保館運営費補助金の精算に伴う返納金でございます。

目 7 障害者福祉費、節12委託料80万7,000円の減額、説明欄記載の日中一時支援事業委託は、障害者の食事等の活動の場を一時的に確保するもので、利用者は 2 名で、実績による減額でございます。節19扶助費1,696万4,000円の減額、説明欄記載の放課後等デイサービス費から障害者等入浴券助成は、実績による減額でございます。

説明欄 1 行目の放課後等デイサービス費についてですが、年度途中にサービス費が増加傾向にあり補正いたしました。利用者は40名で対前年 1 名増にとどまり、最終実績により減額するものでございます。3 行目の生活介護費は、デイサービスにより食事や創作活動の場を提供する等の給付費で、こちらも年度途中に増額補正いたしました。利用者は53名で、対前年で 2 名減となり、最終実績により減額するものでございます。一番下の行、障害者等入浴券助成は、障害者及び生活保護受給者を対象に 1 枚200円の入浴券2,000円分を助成するもので、42名が利用され、延べ151万円の利用でございました。減額は実績によるものでございます。

次のページをお願いします。

目10福祉健康センター費、節14工事請負費34万1,000円の減額は、福祉健康センタートイレ改修工事の事業費確定に伴い、減額するものでございます。

目12物価高騰対応支援事業費、節18負担金、補助及び交付金501万円の減額は、事業費の確定によるもので、説明欄記載の非課税世帯に対する 1 世帯 3 万円の給付金で、2,633世帯に給付しています。なお、一部予算を翌年度に繰り越し、実施してございます。

37ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節12委託料3,420万円の減額、説明欄 1 行目のインフルエンザ予防接種委託は、65歳以上の高齢者3,500名分の接種を見込んでいましたが、実績で2,361名の接種となり、減額するものでございます。次の新型コロナ予防接種委託についてですが、予防接種法の特例臨時接種が 5 年度末で終了し、6 年度からはインフルエンザ予防接種と同様、65歳以上を対象とする定期接種に位置づけられ、各クリニック等への接種委託事業を開始しています。6 年度は初年度ということで、流行等も懸念しつつ、接種見込みをインフルエンザの実績を参考に2,700名としていましたが、実績で416名となり、減額をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料15万4,000円は、令和 5 年度感染症予防事業費補助金の精算に伴う返納金でございます。

目 5 健康増進費は、地方債の減額による財源内訳の変更でございます。

目 9 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節22償還金、利子及び割引料200万2,000円は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の精算に伴い、返還するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長寺本君。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 6 子どものための教育・保育給付費負担金163万8,000円の増額は、説明欄記載の天満保育園から大野保育所に係る給付費負担金の実績見込みによるものと、過年度分の額の確定による追加交付分でございます。次の節 7 児童手当負担金231万8,000円の減額は、説明欄記載の児童手当負担金の確定による減額でございます。次の節 8 未熟児養育医療費等負担金16万5,000円と、24ページをお願いします。款 16 県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費負担金、節11未熟児養育医療費等負担金10万5,000円の増額につきましては、令和5年度未熟児養育医療費負担金の額の確定による追加交付分を受け入れるものでございます。

歳出でも御説明いたしますが、それぞれの負担金につきましては、第1回定例会において実績により返還となることから、歳出の補正予算について御可決いただきましたが、実績報告での額に誤りがあり、返還ではなく追加交付になったものでございます。

当課における確認の誤りにより再度の補正となりましたこと、誠に申し訳ございません。今後このようなことがないように十分注意してまいります。

22ページ、をお願いします。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 3 地域子ども・子育て支援事業費補助金306万4,000円の増額は、学童保育事業に係る補助金の実績見込みに伴う増額で、人事院勧告による報酬等の人件費の増額によるものでございます。次の節 5 結婚新生活支援事業費補助金271万8,000円の減額は、結婚新生活支援事業に対する補助金の額の確定により減額するものでございます。

24ページをお願いします。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費負担金、節 9 子どものための教育・保育給付費負担金75万8,000円と、次の節10児童手当負担金56万5,000円の減額は、国費と連動した県負担金の減額でございます。

25ページをお願いします。

項 2 県補助金、目 2 民生費補助金、節11地域子ども・子育て支援事業費補助金306万4,000円の増額は、学童保育事業に係る国費と連動した県補助金の増額でございます。

目 3 衛生費補助金、節 8 妊産婦アクセス支援事業補助金32万2,000円の減額は、妊産婦アクセス支援事業に対する補助金の額の確定により減額するものでございます。

29ページをお願いします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入の説明欄記載のこども未来課分、未熟児養育医療費個人負担金10万円の減額は、令和6年度中に未熟児養育医療に該当する乳児がいなかったためでございます。

35ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費、節19扶助費120万8,000円の減額は、独り親家庭医療費の実績見込みによる減額でございます。受診件数の増加により支給額の不足が見込まれたことから増額補正させていただきましたが、結果、最終実績により減額するものでございます。

36ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金97万円の減額は、説明欄記載の自転車用ヘルメット購入費補助金の実績による減額でございます。節19扶助費727万円の減額は、説明欄記載の多子世帯在宅育児支援補助金から結婚新生活支援補助金まで、実績による減額でございます。

目2児童措置費、節8旅費117万3,000円の減額は、説明欄記載の費用弁償と普通旅費の実績による減額で、会計年度任用職員の保育士や調理員、学童支援員に係る通勤手当の減が主な要因でございます。節10需用費129万8,000円の減額は、説明欄記載の保育所等の給食材料費の実績による減額でございます。節12委託料126万7,000円の減額は、説明欄記載の町外公立保育所入所委託の実績による減額でございます。節19扶助費284万円の減額は、説明欄記載の児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

目4子ども医療対策費、節19扶助費219万3,000円の減額のうち、説明欄記載の子ども医療費については、医療費の確定による減額でございます。こちら受診件数の増加により、支給額の不足が見込まれたことから増額補正させていただきましたが、結果、最終実績により減額するものでございます。その下の未熟児養育医療費については、令和6年度中に未熟児養育医療に該当する乳児がなかったため、減額するものでございます。節22償還金、利子及び割引料14万4,000円の減額につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました令和5年度未熟児養育医療費に係る国、県からの負担金について、実績報告において返還する見込みであったため補正いたしましたが、額に誤りがあり、返還ではなく追加交付となりましたことから、減額するものでございます。

37ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、節18負担金、補助及び交付金328万円の減額のうち、説明欄1行目の小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成金と、5行目の生殖補助医療先進医療費助成金は、実績がなかったため減額するものでございます。3行目の和歌山県産婦人科医師緊急確保対策事業分担金235万4,000円の減額は、医師派遣が可能な県外の医療機関に対しまして、和歌山県と関係市町村が協力して支援を行う産婦人科医師緊急確保

対策事業給付金に係る関係市町村の分担金に三重県の一部負担分を加え、再算定したことにより減額するものでございます。一番下、妊産婦アクセス支援事業補助金については、実績により減額するものでございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 休憩します。再開10時50分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時39分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について説明させていただきます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節5那智駅交流センター使用料140万8,000円の減額につきましては、入浴売上料で実績に伴う減額でございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節8林道点検診断・保全整備事業交付金242万円の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。節9農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金480万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の各事業費の確定によるものでございます。節12海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金120万円の減額につきましては、事業実績がなかったため皆減となっております。

26ページをお願いいたします。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金104万2,000円の減額につきましては、林道大戸妙法線災害復旧工事業費確定によるものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金1万5,000円の増額につきましては、森林環境譲与税基金の定期預金利率が年度途中に増加し、預け替えを行ったことによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金49万4,000円の減額につきましては、基金を充当し、実施いたしました他課の事業実績による減額でございます。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、説明欄中段の農林水産課分423万2,000円の増額につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社施設維持協力金の実績増によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費、節10需用費192万1,000円の減額につきましては、浴場の休場等による燃料費の減額でございます。

39ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節7報償費267万2,000円の減額につきましては、有害駆除報償の実績によるものでございます。節12委託料、説明欄記載上段の441万7,000円の減額は、林道トンネル・橋梁点検診断業務委託に係るもので、実績によるものでございます。説明欄記載下段の400万円の減額につきましては、地域おこし協力隊1名が欠員となっており、その後、補充がなかったことによるものでございます。

目3森林環境整備費、節12委託料468万3,000円の減額につきましては、説明欄の森林経営管理意向調査実施業務委託をはじめ、各委託業務の実績によるものでございます。節17備品購入費1万9,000円の減額につきましては、木材水分計1台を購入したもので、その残額を減額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金1,069万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の危険木伐採等補助金をはじめ、各補助事業の実績によるものとなっております。節24積立金1,416万3,000円の増額につきましては、森林環境整備費の委託料、備品購入費、負担金補助及び交付金の執行残額を基金に積み立てるものでございます。

40ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節12委託料150万円の減額につきましては、説明欄記載の事業の実績がなかったため減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費、節14工事請負費150万4,000円の減額につきましては、昨年10月に発生しました林道大戸妙法線の災害復旧工事の入札残でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節5地方創生推進交付金574万3,000円の減額は、説明欄記載のロケットプロジェクト関連事業の実績に伴う減額でございます。その下、那智勝浦観光機構補助事業につきましても、事業実績によるものでございます。

目5土木費国庫補助金、節1空き家対策総合支援事業補助金のうち、説明欄下段の空家改修支援事業39万5,000円の減額は、実績によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4移住支援事業補助金105万円の減額につきましても、実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

目 5 商工費補助金、節 2 観光施設整備補助金191万4,000円の減額は、説明欄記載の熊野古道多言語案内板制作・設置事業及び地藏茶屋休憩施設改修事業とともに、事業実績に伴う減額でございます。

27ページをお願いします。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金、節 2 まちづくり応援寄附金638万5,000円の増額につきましては、令和 6 年度ふるさと納税の実績見込みに伴うものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 企画費、節10需用費、節11役務費の減額は、ふるさと納税に係る費用の実績によるものでございます。節12委託料678万8,000円の減額のうち、説明欄記載の企業誘致支援業務委託につきましては、サテライトオフィスや企業誘致戦略の検討、プレゼン資料の作成、誘致イベントの出展に係る支援業務を委託するものでございましたが、観光振興のノマドの取組、また、公民連携推進機構などの包括協定事業の中で、企業誘致に関連する取組も展開する中、事業の重複を避けるため、かなり検討した結果、皆減となりました。今後は、予算上程にはより一層慎重に検討し、上程するよう努めてまいります。

その下の地域おこし協力隊業務委託につきましては、活用実績による減額でございます。その下、花火打上げ業務委託につきましても、実績による減額でございます。

節14工事請負費114万1,000円の減額は、備考欄記載のロケット見学場周辺整備工事の事業完了実績に伴うものでございます。節18負担金、補助及び交付金1,003万3,000円の減額のうち、説明欄記載の移住支援補助金と 4 行目の空き家改修支援事業補助金は、実績による減額でございます。2 行目のスペースポート紀伊周辺地域協議会負担金は、協議会が実施しました事業実績確定による減額でございます。

40ページまでをお願いします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節18負担金、補助及び交付金230万円の減額は、商工会主催の商工祭と商店街事業への補助事業の実績がございませんでしたので、皆減となっております。

次のページをお願いします。

項 2 観光費、目 1 観光総務費、節18負担金、補助及び交付金1,627万円の減額は、那智勝浦観光機構補助金の減額で、主な要因としましては、職員の確保ができなかった分の人件費の減、そして、卓球大会、海山マルシェなどの一部の地域振興事業が未実施になったものでございます。

次に、目 2 観光振興費、節12委託料491万9,000円の減額のうち、説明欄記載の海水浴場警備業務委託は、南海トラフ臨時情報等による海水浴場開設期間の縮小による減額となります。その下、熊野古道多言語案内板制作・設置に係る事業費確定によるものの減額でございます。その下、地域おこし協力隊業務委託につきましても、利用実績によるものでございます。節14工

事請負費160万1,000円の減額は、説明欄記載の改修工事完了実績によるものでございます。その下、節18負担金、補助及び交付金135万6,000円の減額は、説明欄記載の補助事業確定に伴うものでございます。

続いて、47ページまでお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金884万9,000円の減額と、目6まちづくり応援基金費、節24積立金3,964万7,000円の増額につきましては、ふるさと納税に係る事業確定によるものでございます。

観光企画課の関係については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節4建設残土処理場使用料253万8,000円の増額につきましては、令和6年度分大谷地区残土処理場への土砂搬入料の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1空き家対策総合支援事業補助金118万4,000円の減額のうち、建設課分について、不良空家等除却事業78万9,000円は、事業の額の確定によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

節2社会資本整備総合交付金122万6,000円の減額と、節3道路メンテナンス事業費補助金395万9,000円の減額につきましては、説明欄記載事業の額の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1総務費負担金、節1国土調査費負担金392万円の減額につきましては、事業の額の確定によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入のうち、建設課分、一般国道串本太地道路用地先行取得事務経費667万円につきましては、令和2年度から和歌山県近畿自動車道紀南高速事務所に用地交渉職員1名を派遣し、毎年事務費の一部を負担してきましたが、令和4年度で派遣職員の業務が終了したことによる事務費の返還金でございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費につきましては、財源内訳の変更でございます。

41ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節12委託料307万7,000円と節14工事請

負費277万6,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。目3 橋梁維持費につきましては、財源内訳の変更でございます。

42ページをお願いいたします。

項6 住宅費、目1 住宅管理費、節18負担金、補助及び交付金36万9,000円の減額につきましては、事業の額の確定によるものでございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 消防長樫尾君。

○消防長（樫尾光俊君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款21諸収入、項4 雑入、目1 雑入、説明欄記載の消防本部分、消防団員公務災害補償共済につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の消防救急デジタル無線運営協議会負担金につきましては、支払い額確定による減額でございます。

次に、目2 非常備消防費、節7 報償費、説明欄記載の消防団員退職報償金につきましては、支払い額確定による減額でございます。その下、福祉共済制度弔慰金につきましては、支払い事象がなかったことから全額減額するものでございます。

次に、目3 消防施設費、節14工事請負費、説明欄記載の防火水槽耐震化補修工事につきましては、事業の額の確定による減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明します。

29ページをお願いいたします。

歳入です。

款21諸収入、目1 雑入のうち教育委員会分、中学校給食費の減額は、実績により減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出です。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額100万4,000円の減額は、節17備品購入費、目2 教育振興費528万3,000円の減額は、節18負担金、補助及び交付金、学校給食費助成事業補助金について、それぞれ実績に伴う減額です。

項3 中学校費、目1 学校管理費の212万円の減額は、節12委託料、宇久井中学校長寿命化改修設計業務委託の精算によるものです。目2 教育振興費、目3 給食管理費につきましては、給食費精算による財源内訳の変更です。



45ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目4 文化財保護費135万2,000円の減額は、節12委託料、埋蔵文化財試掘業務委託の精算によるものです。目5 図書館運営費225万9,000円の減額は、節13使用料及び賃借料、図書館システム更新に係る借り上げ料、事業費確定によるものです。

項6 保健体育費、目2 保健体育施設費12万6,000円の減額は、節14工事請負費で天満テニスコート照明改修工事の精算に伴う減額でございます。目3 体育文化会館管理費369万6,000円の減額は、内訳として、節10需用費で光熱水費の実績による減額と、節14工事請負費で説明欄記載の改修工事の精算に伴う減額でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

9 番松本君。

○9 番（松本和彦君） 3点教えてください。

34ページの社会福祉総務費の社協さんの減額の原因が、職員さんの長期休みということと御説明いただいたんですけども、こちらはもう復帰というか、もうめどが立っているかということと、もしめどが立っていなければ、住民サービスの低下につながっていないかというところの管理をしっかりしていただいているかというところを、まず教えていただきたいというところと、44ページの学校管理費の宇久井中学校長寿命化改修設計業務委託に関連してなんですけど、こちらは前回の定例会でも御説明いただいた事業と関連していると思うんですけど、予定どおりやられているのかというところを教えていただきたいというところと、最後なんですけども、47ページの諸支出金の基金費で1億8,000万、公共施設整備基金で積み立てられると思うんですけど、これはここ数年ずっと基金費を積み増しされているんですけども、この基金の目標額の設定があるのかというところと、これを積み上げることによって何をするかという目的で、目的があるんやったら、それはいつぐらいに考えられているかというのを教えていただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

社会福祉協議会の減額補正ということで、先ほど、主な要因としまして人件費の減ということで説明させていただきました。長期休暇ということなんですけども、育休の方でして、その育休を延長しております。

それで、職員数なんですけども、一応臨時の方が1人来ていただいておりますので、5名ということになってございます。現状、特に大変だとか、業務遂行に大変であるとか、苦慮しているとか、そういうことはない状況でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 宇久井中学校長寿命化改修事業の予定ということでございます。

当初予定では、補助金の申請を3月に行いまして、4月中旬には補助金の採択決定を受けて、

5月に入札予定、それで6月に議会のほうで契約の議決をいただくと、そういった予定で進めておりました。ただ、今回その第1回目の採択に関しまして、4月中旬に不採択ということでこちらのほうに連絡がございました。それを受けまして、第2回、5月8日ですね、再度2回目の申請のほうを今行っておりまして、6月下旬に内定のほうが出るような結果となっております。補助金のほうはまだ未確定ということですので、当初の5月の入札というところを、今のところ見送っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 47ページの諸支出金、そのうち公共施設整備基金への積立てに関しての御質問でございます。

まず、目標額でございますけども、この基金に対するその目標の設定というのはございません。そして、その基金の目的でございますが、公共施設整備基金の設置条例の中には、公共施設の整備に要する費用の財源に充てるためこの基金を設置するとありますので、将来発生する施設の整備に関する費用に充てるということが、この目的となっておりまして。

そして、時期的なものでございますけども、今考えられておりますのは、まず、この本庁舎の建て替え、それからあと、これは以前からの課題でございますけれども、用途廃止施設の取壊しに伴うその跡地利用などが想定されるところでございますが、時期につきましては現在、確たるものがございません。ただ、本庁舎の建て替えにつきましては、喫緊の課題であると捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） まず、社協さんの人員の件なんですけども、そしたら、臨時の職員さんというのも社協さんのほうで手だてされているというので、補正の予算のところに反映されていないのか。もしくは、減額ということなので、そもそもの方よりかは安かったという認識でいいのかというところだけをお聞きしたいのと、中学校に関してなんですが、不採択になったということなんですけども、それが分かった時点で、委員会のほうへ多分何も言っていないということが事実だと思うんですよ。

文科省の補助金と過疎対策事業債の関係する事業やと思うんですが、それがあかんくなったという原因が分かってあるから、その課題を解決して、また再度申請を上げているかということと、当初予算でそもそも上がった事業で、その関係資料の中に、入札が5月中に行われるとか、細かい事業の計画が2か年でということがあったかと思うんですけども、当初予算の議会を通してあることをあかなんだよということで、議会のほうへ、議会というか委員会でもいいんですけども、それを言われてない理由があるんやったら、それを教えてほしいのと、不採択になって何らかのアクションで何とかならんのかなというて、そういう努力をしたのかというのも教えてほしいです。

あと、最後なんですけども、さっきの基金の使用目的が公共施設の管理ということで、解体

とかということも説明いただいたんですけども、この町の中にたくさん壊さなあかんものがあるので、基金も大分積み上がっていますので、そういう目的で使えるんやったら、ちょっとでも計画的に壊してほしいというのがあるんですが、そういうことには計画は立てないですか。すみません、お願いします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 臨時職員の人件費の金額についてかと思います。

予定どおりの復帰ということを延長したということで、その分の減額はもちろんございますし、本来、臨時職員、精緻な数字というのは僕はつかんでないんですけども、当然臨時職員のほうが人件費は安くなりますので、その分の差額というものも含めて、今回減額させていただいているということになります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 補助金の関係についてです。

まず最初に、委員会のほうへ報告していないということに関しまして、まず深くおわび申し上げます。議員おっしゃるとおり、確かに事業の執行に関わる重要なものでございますので、今思いますと、この不採択ということが決まった時点で、委員長はじめ議員の皆様へ報告すべきことやったと思いますので、重ねて深くおわび申し上げます。

この不採択ということを受けまして、県のほうにまず状況確認をさせていただきました。その中で、まず見えてきているところに関しましては、今回その採択されている案件というのが、その申請に対してすごく少ないということが示されております。かつ、その種類に関しましても、まず命に関わることを重点的にやっているというところで、危険改築とか、あとは今回新たに出ています体育館の空調関係、そういったところについては優先的に予算がついてると。長寿命化に関しては、今のところ、ほかの県内の申請が上がっているところの中でも、ちょっと採択というところには至っていないというところでございます。

そういった中で、まず2回目のところで様子を見てというところで対応をさせていただいておるところでございますが、この件に関しましては、定例会の委員会のほうで報告予定となっておりますけれども、繰り返しになりますけれども、本来はこの事象が発生した時点で報告すべきやったことだと思いますので、改めておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 公共施設整備基金の用途廃止施設の取壊しに計画的に使用できないかということの御質問でございますけれども、まず、公共施設の整備に対してこの基金を活用することができるということでございますので、施設の整備を伴う取壊しであれば、この基金は活用できるのかなということで考えてございます。

それと、計画的にということなんでございますけれども、やはりちょっと大きい用途廃止施設については、それなりに取壊しにつきましても費用がかかりますので、基金だけではなしに、

その跡地利用も含めて総合的に考える必要があろうかと考えております。それ以外の小さなものにつきましては、できる限り少しずつでも進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本芳光君） 3点ほど質問したいと思います。

1つ目の歳入のところでページ、28ページかな。繰入金のところ、僕がひょっとしたら聞き落としたのかも分かりませんが、財政調整基金の取崩しでこの案が出されているんですが、その分、例えばどういうところで使う予定やったのかとかいうのがありましたら、教えてください。

それから、これは36ページですね。歳出のほうですが、扶助費の関係で目の児童福祉総務費で、扶助費のところで、これは歳入のところでもかなり国庫補助の関係で予算が組まれているんですが、結局、歳出のところではそれがあまり使われていないということになるので、ここら辺りのやつが、多子世帯在宅育児支援補助金とか、赤ちゃん誕生祝い金とか結婚新生活支援補助金とか、こういうやつが入っているわけですが、これちょっと大体の結婚した方とか籍を入れた方とかいう、いろんなことが分かっている、子供の出産予定なんかもつかめると思うんですが、そこらでこれの使われなかったのは、ちょっと数字の読み違いがあったんかなと、予測の。そこら辺りのことをちょっと教えてください。

それから、44ページの学校給食費の助成補助金ですが、五百何十万とそれが要らなかったということになるわけですが、この物価高騰の中で、この部分があまり給食費の影響には関係なかったんかなと、材料費の関係で。そこらのところがちょっとまた分かったら、教えてください。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、1点目の28ページの財政調整基金の今回、1億3,000万円の取崩しを予定しておりましたが、それをまず、なくしたということなんですけども、この財政調整基金につきましては、特定の使途予定、それは予定はしてございません。ただ、財政の予算運用上の一般財源の一つとしまして、この基金の繰入金というものを充てていたというところでございます。

最終的には、決算額において他の収入、例えば地方交付税であるとか、そういったものが多く交付されたことから、この基金の取崩しをしなくて済んだという補正予算ということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長寺本君。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

児童福祉総務費の扶助費の関係でございますが、まず、それぞれの実績について報告いたします。

多子世帯在宅育児支援補助金につきましては、当初予算では17名、延べ115か月を見込んでおりましたが、対象者が途中で保育所入所により支給要件を満たさなくなったことなどにより、支給の対象月数が68か月と減ったことによるものでございます。また、対象の人数としましては14名ということで、3名少なかったという形になります。

次の赤ちゃん誕生祝い金につきましては、減額の理由ですが、予算では出生数50人を見込んでおりましたが、実績は42人で8人減っております。そのうち第3子以降の出生数の見込みが20人でございましたが、7人というところで13人の減となり、予算計上時の数値を大きく下回ったことによるものと考えております。

結婚新生活支援補助金につきましては、当初15世帯の補助上限額60万円の額で900万円を見込んでおりましたが、実績としましては、新規での10世帯、5年度からの認定者の継続補助の4世帯の計14世帯での494万円でございます。そのうち、家賃等の件数が10件でございます。持家の方のリフォーム費用として4件ございましたので、補助上限額に満たす件数が少なかったためだと考えております。

また、国庫補助で、結婚新生活支援事業補助金271万8,000円減額しておりますが、こちらは当初予算では15世帯分を計上しておりましたが、実績報告時には、国の補助対象となる世帯が9世帯と、6世帯少なかったことによるものでございます。

予算の計上時につきましては、今後、検証精査して予算計上時には気をつけてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 学校給食費補助金の関係でございます。

学校の給食材料費につきましては、各それぞれの小学校で努力いただいているところでございますが、当初予算の中では、1食当たり360円で配当させていただいておりますけれども、最終的には330円程度で収まりましたので、そういったところの差額ということで今回、減額補正のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 25ページが一番下ですね。海岸漂着物回収処理事業について実績がなかったということなんですけれども、台風の後には片づけるというような考えだと思うんですけれども、台風がなかったからこういう形になったと思うんですけれど、海岸にごみがないわけではないんで、台風がなくてもそれは使えるのかどうかの確認をさせてもらいたいのと、もし使えるのであれば、その地元と十分話をした結果、必要ないということになったかどうかというのを確認させてください。

あと、39ページですね。森林環境整備費の部分の委託料の一番上ですね、森林経営管理意向調査実施業務委託ですけど、こちらは多分入札の率がすごく低くて、余ったというかこういう減額になったんだと思うんですけれども、意向ってどんどんやっていったほうが、全事業に対する影響はすごくいいと思うので、次また発注するということができなかったのかというのを

ちょっと教えてください。

あと、地域おこしですね、その1個上ですかね。400万円の減額なんですけれども、年間募集して採用できなかったということが推測されるんですけれども、獣害のために配置していて、農業を守るために獣害対策として計画されていたと思うんですけれども、1年間雇えなかったということで、何かほかに対策はされたんでしょうかということを確認させてください。

あと、44ページですね。学校管理費の部分の備品購入費で100万円、校具・教材費備品が余っているんですけど、僕はいろんな人と話しするんですけど、やはり消耗品費とか備品代が学校で不足しているのではないかという話をよく聞きます。100万円、せっかく予算を組んでいるのに残してしまうというのは、すごくもったいないなと感じました。これは現場のほうとすり合わせて、必要なものがなかったということなんでしょうか。

あと、その下ですね。津本議員もおっしゃってくれたんですけれども、給食の助成金がすごく余ってて、この間も質問させてもらったんですけれども、お米がすごく高騰している中で、お米の納入業者との単価の話はしてもらったんですかね。その辺、確認させてください。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） まず、海岸漂着物の関係でございますけれども、こちらのほうは県補助10分の8ということで、県の補助要綱に基づいてやっているもので、ある程度の大きさとか規模とかがないとということで、事業対象になっていないと。単費でやるものについては実施していないため、実績がないものとなっております。

それと、森林環境整備費の意向調査委託ですけれども、当初予算額で350万円取っておりますが、入札は1件ということで執行残となっております。ただ、令和6年度の実績では、那智山地区で所有者29名の227筆、108ヘクタール、約ですけども、それをやっているのと、前年度の追跡調査分、それをやっていただくというところで、ほかにちょっと発注するまでには至らなかったというところで、あらかじめ予算残高が余るようであれば、新年度からは2か所を選定して発注するとか、そういった工夫をしていきたいと思います。

あと、地域おこし協力隊の件ですけれども、こちらのほうは令和5年の8月に協力隊の契約が終わった地域おこし協力隊が、集落支援員になっております。現在は集落支援員2名ということで活動してもらっておるわけですけども、以降の募集については、募集自体は実際しておりません。ただ、委託業務ということで契約する形になっておるんですけれども、その契約の内容とか、そういったところを含めて、鳥獣害防止対策協議会のほうで諮って、募集に向けて進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 学校管理費の備品購入費のことでございます。

こちらは当初予定しておった品目がありまして、そのうち2品目につきましては、壊れたら対応というふうな予定で考えておりました。ほかにも、当初予定していなかったもので壊れて急遽対応したような備品もございます。

ただ、そういった中で、最終的にその壊れなかった２品目については購入しなかったってことなんですけども、確かに議員おっしゃるとおり、せっかく予算をつけていただいているので、やはりその分、ほかのところに使えたんじゃないかというところ、そのところにつきましては、私どものほうも今後、対応をしていかなあかん、検討していかなあかん課題やと思っておりますので、以後こういうことないように現場とも連絡を取りながら対応を考えたいと思っております。

あと、給食の関係ですけど、お米につきましては、昨年度、太田地おこし会の方がこちらのほうに訪問いただきまして、一応、納入価のほうでキロ当たり50円ということで値上げさせていただいております。ただ、昨今の米価の高騰というところで、昨日また町のほうにも御訪問いただいておりますので、また関係課とそのところにつきましては協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ２番吾妻君。

○２番（吾妻正崇君） ちょっと25ページの海岸の件なんですけど、ちょっと分からなかったんですけど、県と一緒にやる大規模なことだと使えて、そういうちっちゃいことだと使えないってことですか。もうちょっと分かりやすく説明していただきたいんですけど。

あと、給食費の件なんですけれども、お米の件ですね。ほんま今まで補助金をつけていただいて、一次産業の方に頑張ってもらえるようにしてもらったことはすごくいいことだと思います。だから今、米の価格が急に上がっている状況の中、スピード感を持って対応をしていただけたら、今までやってきたことも生きてくると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

学校の備品の件も、ほんまに現場の方は一生懸命頑張ってくれていると思いますので、こういったことをもしすると、すごく残念に感じると思いますので、現場とのやり取りを密にさせていただいて、やってくれたらなと思います。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 海岸漂着物の補助金の関係ですけども、こちらはすみません、手元に要綱等を持っていないのであれですけども、県補助が10分の８ということで、ある程度の規模がないと事業実施できないものとは思っております。

実際、令和２年から５年までは実績がございませんでした。平成29年度に結構大きな規模の弁天島おじゃ浦海岸及び那智海岸の漂着物の事業で238万円という事業もやってございますので、ある程度の規模が要るのかなというふうに思っております。説明資料等、また要綱等を調べて、また回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 御指摘いただきました点、気をつけて対応に努めたいと考えております。

○議長（曾根和仁君） 3 番城本君。

○3 番（城本和男君） 1 点、41ページの観光機構の補助金の減額なんですけども、ちょっと観光機構の状況がちょっと私も分かりづらいんですが、1,600万円と予算と決算なんで、それぐらいは出てくるのかもしれませんが、この内訳ですね。職員が確保できないとか人件費の減と、それから、卓球大会と海山マルシェですかね、これが実施できなかったということなんですけど、ここら辺りの内訳をちょっと教えてほしいんですけど、お願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

観光機構の補助金1,627万円の減額の主な内訳ということでございます。観光機構からの聞き取りによりますと、人件費のほうが約1,000万円、そして、説明でもありましたように、地域振興費、卓球大会が200万円、海山マルシェほかで200万円ということで、これで400万円、ほかもろもろということになっております。よろしいですか。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3 番城本君。

○3 番（城本和男君） 人件費のほうで1,000万円ということで、この人材がなかなか確保できないのかなと思うんですよね。その状況と、その職種はどんな職種の方で、何人なのかとか、お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

現在、正職員のほうが2名不足というふうになっております。その2名分を、昨年募集がかかっておったんですが、まだ充足できていない2名分の正規のプロパーの職員2名分でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3 番城本君。

○3 番（城本和男君） 機構の中の重要な正職員の方が2名おられない、欠員になっているということですね。職員のこの確保の状況なんですけども、この見込みとか、それについてお考えはいかがなんでしょうかお伺いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 見込みというか、詳しいことはちょっとヒアリングができておらないんですが、現在、その人材確保のために旅行会社などの方が多く見られるホームページですね、そういうプラットフォームがございます。そこで募集を上げていただいているところでございます。コロナ時代は、かなり旅行会社関係者の方が多く仕事を求めておったんですが、やはり景気が回復し、観光需要が回復する中で、なかなかそういう旅行業に精通している職員といいますかスタッフの確保が難しい状況となっているというところで聞いております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8 番東君。



○8番（東 信介君） 2点ぐらい、お聞きします。

29ページの雑入なんですけど、高圧送電線の線下補償で、令和6年分が交渉中というて線下補償の額というのは決まったもんちゃうのかなと思って、交渉できるもんなんかいのが1点と、32ページの企画費の中の企業誘致支援業務委託。説明の中では、官民連携により重複してあるから、この金額はなくなったということなんですけど、最近、公民連携推進機構のほうでもこういうことをうたわれているから、こういうことでなくなったのかなと。その辺をちょっと詳しくお聞きします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 29ページの諸収入、雑入の高圧送電線・線下補償金の減額についての御質問でございますが、まず、森林に係る線下補償につきましては、関西電力と、それから和歌山県森林組合がまず第一の窓口になってございます。本町への線下補償費については、和歌山県森林組合を通して入ってくるということになってございまして、今回、令和6年度分が未収入になったということは、関西電力のほうから減額の申出があつて、それに対してまだ森林組合との間で協議中であつたため、令和6年度分が未収入になったということで聞いております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課関係についてお答えします。

企画費の委託料、企業誘致支援業務委託費408万3,000円の皆減ということで、今回させていただいております。ちょっと説明のほうでもありましたが、公民連携推進機構さんと昨年8月に包括協定を結ばさせていただきました。それまでは、企業誘致に対してのノウハウは観企のほうで持ち合わせていなかったもので、業務委託ということで考えておったんですが、機構の会員様企業の中で、そのような業務の知見を有する企業様のアドバイスをいただけるということもございましたので、一旦そちらについては皆減というような形を取らせていただいて、公民連携推進機構さんからのアドバイスを今後受けていくということで予算措置のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 最初の説明の中で、官民連携機構って、官民連携によりと言うから、あれ違うのかなとちょっと疑問で質問させていただいたんですけど、8月提携した分だけ、そういうことをいろいろ載っていますので分かるような気がするんですけど。これ一緒に事業を幾つかされているんですけど、これ委託とか、今までは有償で企業誘致されてたんやけど、この辺はこれに係る費用というのは、クラファンとかいろいろで事業をされていると思うんですけど、この辺はちょっともう少し詳しく教えていただけたらなと。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

今回の企業誘致につきましては、今のところ予算の発生といいますか、そういうところでの実際の委託をするわけではございません。今はアドバイスをいただいている状況でございますので、今後の状況を見て、予算が必要であれば、また上程のほうを考えていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時59分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第6号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第8、報告第5号専決処分（令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 報告第5号専決処分（令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第6号））した事件の承認について説明させていただきます。

次のページの専決処分書をお願いします。

専決処分日は令和7年3月31日としています。

次のページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,162万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,358万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計補正前の額21億4,521万2,000円、補正額1億5,162万7,000円の減額、計19億9,358万5,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出です。

補正額の財源内訳は、国県支出金1億4,780万4,000円、その他61万9,000円、一般財源が320万4,000円の減額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の71万8,000円の増額は、医療給付費から介護納付金分まで決算見込みによる補正で、節2滞納繰越分の56万5,000円の減額につきましては、徴収実績によるものです。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金の1億5,911万5,000円の減額は、療養給付費の減額に伴うもので、節2特別交付金の1,053万9,000円の増額につきましては、説明欄記載の項目について額の確定により行ったものです。

目2財政対策補助金の34万6,000円の増額につきましては、補助金の額の確定によるものです。

7ページをお願いします。

款6繰入金、目1一般会計繰入金、節4その他一般会計繰入金の710万6,000円の減額は、説明欄記載の人件費から法定外繰入まで、それぞれの区分の決算見込みに基づくものです。

款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金の417万5,000円の増額につきましては、徴収実績によるものです。

項3雑入、目1雑入の61万9,000円の減額につきましては、過年度不当利得返還金などに係る徴収実績によるものです。

8ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節24積立金の1,733万3,000円の増額で、本年度収支黒字が見込まれることから基金積立てを行うもので、令和6年度末の基金残高は1億

6,223万6,000円となります。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費は、財源内訳の変更です。

9 ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費から目3 審査手数料までの1億2,700万1,000円の減額と、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の3,509万円の減額については、実績見込みによるものです。

次のページの項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の107万5,000円の減額につきましては、実績によるもので、出産育児一時金の6年度実績は6件となっています。

目2 支払手数料は、財源内訳の変更です。

款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費の578万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の委託費の決算見込みによるもので、町内医療機関での個別健診と検診車による集団健診に係る6年度の受診者数は、1,109名となっています。

項2 保健事業費、目1 保健事業費の9,000円の減額につきましては、決算見込みによるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本芳光君） 歳出の分でも大幅に補正額が出ているんですが、1億2,000万円となるとやっぱり相当大的な額になるわけで、どういうことが原因と考えて、こういう結果が出ているのかなというふうにということで、ちょっと教えてほしい。

例えば、医療費の抑制で、今まで患者さんがかかっていたものを、やっぱり医療費の抑制を考えて、そういうふうには患者数が減っているのかな。それとも逆に、この間、いろんな取組をやっておりますやん、健康保持のためにね。そういった結果、医療にかかる人が減ってきたのか。そこら辺りのそういう分析はどういうふうにされているのかなというのがちょっとお聞きしたいというふうに思っています。これは歳出の部分でもそうですし、具体的な説明のところでもそうなので、それをちょっとお聞かせもらいたい。

3ページ、それから9ページですね。そこでかなりの額を大幅に使わなかったということがあるわけで、そこらをどういうふうに捉えているのかなというふうに、それをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 今、減額の要因というところかと思います。

要因は複数あるかとは思いますが、議員おっしゃっていたような医療費抑制の取組というような、健診の受診率なんかも、一昔前よりかはかなり上がっています。ですので、そこらも一定の効果はあるのかなというところ。それから、一番大きいのは、もう被保険者の減少というのが一番大きいのかなというふうに分析しております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本芳光君） 町としても、いろんな取組をしているんで、それはそれで結果としてええ方向に出ればいいと思うんですが、健康保持のためにいろんな運動のそういう体育館を活用してのそういう取組をやっていますが、だから、そこらのところがちょっとどういうことで、これだけやっぱり1億2,000万円相当の金額といたら、やっぱり相当大的な金額なので、そこらがどういうことの結果でこういう事態が生まれてきたんかなということは、やっぱりちょっと調査というのか、どこかでそういうことをきちんと見てもらって、それで、病院のほうの先生も忙しいですから、なかなかまいこと聞けるかどうか分かりませんが、そこらの1回ちょっとそういうやつを、やっぱり国保のほうで、僕も前にも言ったんですが、やっぱりこの間、積立金がやっぱり増えてきているということもあるので、そこらの事業抑制のほうで、それが医療の抑制につながっているのか。

そこらはちょっと僕も分からないので、そういう実態のどういうことでこういう状態が起きているのかということは、やっぱりきちんと調べておく必要があるのかなと思うんです。その点はぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） そうですね。毎年、収支についてはきちんといくようにというところで、考えてやっているところではございますが、医療費の実績については、やはりちょっとある程度波があるものというふうに考えています。

ですので、今回の減額の金額って、医療費の割合にしてはそんなに大きくないのかなというふうには思っていますし、ただ、議員おっしゃいました積立金が増えてきているという現状ではございますが、まだうちの規模で言ったら、そんなに課題というふうには私はちょっと思っておりません。

今後、さらに財政状況というのはしんどくなってくるというふうには思っていますので、基金については一定数、金額があったほうが安心して運営できるかなというふうに考えています。でも、議員おっしゃいましたように、毎年毎年の収支に関しましては、いろいろと検討しながら適正な計上をしていくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算  
（第5号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第9、報告第6号専決処分（令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 報告第6号について御説明申し上げます。

報告第6号専決処分（令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけてございます。

令和7年3月31日に専決処分を行いました。

次のページをお願いします。

令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,851万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,105万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出補正予算、歳入でございます。

款7繰入金の歳出で、歳入合計補正前の額20億6,956万9,000円、補正額2,851万9,000円の減額、計で20億4,105万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費から款4基金積立金の補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4ページの歳入、5ページの歳出それぞれ補正額2,851万9,000円の減額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、一般財源で2,851万9,000円の減額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 介護給付費繰入金421万円から節 3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）225万4,000円の減額は、介護給付費や地域支援事業費の実績に伴い、町の負担分を減額するものでございます。節 4 低所得者保険料軽減繰入金80万3,000円の減額は、低所得者保険料軽減分として一般会計で受け入れた補助金、国 2 分の 1、県 4 分の 1 に町の負担分 4 分の 1 を合わせて受け入れるもので、実績による減額でございます。節 5 その他一般会計繰入金177万1,000円の減額は、説明欄記載の事務経費の実績による減額でございます。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金1,914万9,000円は、決算見込みから減額するものでございます。なお、決算見込みですが、当初は第 9 期介護保険事業計画に基づき、保険給付費の財源として基金の一部を活用したく、約1,900万円の基金取崩しを見込んでいたが、決算見込みでは幾分の剰余金を見込んでおり、取崩しは行わず、減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の方を対象とするサービス給付費でございます。目 1 居宅介護サービス給付費735万円と目 2 地域密着型介護サービス給付費630万円及び目 3 施設介護サービス給付費597万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。なお、年度途中でサービス費が増加傾向にあり増額補正いたしました但、今回最終実績により減額調整をお願いするものでございます。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金889万1,000円は、決算見込みから積立ては行わず、減額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（令和6年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計
補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第10、報告第7号専決処分（令和6年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場
事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 報告第7号専決処分（令和6年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場
事業費特別会計補正予算（第2号））について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専決処分日は令和7年3月31日としています。

次のページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ2,359万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

款1 使用料及び手数料の収入額の補正により、歳入合計が補正前2,110万8,000円、補正額
248万3,000円、計2,359万1,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1の総務費の補正により、歳出合計の各欄は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出について、それぞれ248万3,000円
の増額をしております。

5ページをお願いいたします。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、その他248万3,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、補正額248万3,000円につきましては、説
明欄記載の市場使用料については、予算見込みに対して水揚げ量が多かったため201万8,000円
の増、施設使用料につきましては、賃料等で46万5,000円の増、合計248万3,000円の増加でご

ざいます。

7 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費、節 24 積立金、補正額 248 万 3,000 円につきましては、勝浦地方卸売市場事業基金へ積み立てるものでございます。これにより、基金残高につきましても、積立金の補正前予算が 731 万 4,000 円、今回の補正額で 248 万 3,000 円、計 979 万 7,000 円を積み立てまして、基金残高は 9,640 万 8,774 円となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第 7 号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 報告第 8 号 専決処分（令和 6 年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第 2 号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第 11、報告第 8 号専決処分（令和 6 年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第 2 号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 報告第 8 号専決処分（令和 6 年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第 2 号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和 7 年 3 月 31 日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和 6 年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

第1条、令和6年度那智勝浦町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款下水道事業収益、既決予定額4,521万8,000円に補正予定額823万3,000円を増額し、計5,345万1,000円とするものでございます。第2項営業外収益、既決予定額4,299万2,000円に補正予定額823万3,000円を増額し、計5,122万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,038万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1,996万6,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額1,168万3,000円に補正予定額1,168万3,000円を減額し、計ゼロ円とするものでございます。第1項負担金、既決予定額1,168万3,000円に補正予定額1,168万3,000円を減額し、計ゼロ円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

上段、収益的収入及び支出の目2他会計補助金の既決予定額3,306万7,000円と、下段の資本的収入及び支出の目1他会計負担金の既決予定額1,168万3,000円を合わせた総額4,475万円を一般会計から繰り入れることとしておりましたが、実績見込みにより、その総額を4,130万円に減額するものでございます。

あわせて、国の通知に基づき、下水道事業会計におきましては、その全てを収益的収入に計上する取扱いとするため、収益的収入を823万3,000円増額するとともに、資本的収入の1,168万3,000円を全て減額しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） ちょっとお伺いしたいんですけども、4条で資本で受け入れしてて、起債償還に充てたやつを今度は3条のほうの収益で受け入れして、損益勘定留保資金みたいな形のもので補う、補填するみたいな形だと思うんですけども、これは今年の予算からこのような措置をされているんですよね。何か状況が変わったんかどうか、そこだけ教えてください。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 令和7年度の予算では、繰入れ先を3条のほうへ行っておりますけども、本来であれば起債償還に関わる分と、そして収支の不足分に分ける繰入れの仕方をするんですが、平成26年度ぐらいに国の地方公営企業会計収益化等に関する基準の見直しがございますして、起債償還に係る繰入れが少ない場合、3条のほうへまとめて計上することもできるというふうになりましたので、令和7年度の予算に合致する形で今回見直しをさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第12、報告第9号専決処分（令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 報告第9号専決処分（令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和7年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるとこ

ろによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額23億6,885万円から補正予定額839万7,000円を減額し、計23億6,045万3,000円。その内訳ですが、第2項医業外収益、既決予定額4億2,526万4,000円から補正予定額839万7,000円を減額し、計4億1,686万7,000円とするものでございます。

続いて、支出の部。

第1款病院事業費用、既決予定額24億5,766万7,000円に補正予定額4,346万円を追加し、計25億112万7,000円。内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額23億7,426万9,000円に補正予定額4,346万円を追加し、計24億1,772万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部です。

第1款資本的収入、既決予定額4億9,659万4,000円から補正予定額4,550万円を減額し、計4億5,109万4,000円。その内訳ですが、第1項企業債、既決予定額4億6,000万円から補正予定額4,590万円を減額し、計4億1,410万円、第2項負担金、既決予定額3,659万4,000円に補正予定額40万円を追加し、計3,699万4,000円とするものでございます。

続いて、支出の部。

第1款資本的支出、既決予定額5億6,663万6,000円から補正予定額4,730万1,000円を減額し、計5億1,933万5,000円。その内訳ですが、第1項建設改良費、既決予定額4億6,575万円から補正予定額4,730万1,000円を減額し、計4億1,844万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

第4条は、予算第5条に定めた起債の限度額を、第5条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を、第6条は、予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を、第7条は、予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額をそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。

内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので説明を割愛させていただきます。

5ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、目4負担金及び交付金、目6資本費繰入収益、合わせて839万7,000円の減額につきましては、一般会計からの繰入金で、事業費の確定に伴い、繰入額を増減するものでございます。

続いて、支出の部。

款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費、節16退職給付引当金繰入額2,441万円の増額につきましては、令和 7 年 3 月末の退職者が多かったこと、また、人事院勧告による基本給の上昇により、退職手当給付の見込額が増加したため、引当金を増額するものでございます。

目 2 経費、節 1 厚生福利費282万4,000円の増額につきましては、病院職員の健診や予防接種に係る費用の実績見込みによる増額でございます。節 7 光熱水費377万5,000円の増額は、電気代の実績見込みによる増額でございます。

目 4 材料費、節 1 薬品費1,245万1,000円の増額につきましては、薬品購入に係る費用で、注射薬品の使用料及び購入量の増加が主な要因でございます。

6 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部です。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債4,590万円の減額につきましては、後ほど支出の部で説明いたします建設改良費が当初の見込みより減額となったため、説明欄記載の病院事業債及び過疎対策事業債の借入れについて減額するものでございます。

項 2 負担金、目 1 他会計負担金40万円の増額につきましては、一般会計からの繰入金で、事業費の確定に伴い、繰入額を増額するものでございます。

続いて、支出の部。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 建設改良費4,730万1,000円の減額につきましては、備品等に係る購入費用で、6 年度中に更新しました電子カルテ等医療情報システムの購入費用の減額が主なものでございます。

7 ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第 9 号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 報告第 10 号 令和 6 年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（曾根和仁君） 日程第13、報告第10号令和 6 年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 報告第10号令和 6 年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和 6 年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、令和 6 年度予算に計上していた事業のうち、令和 7 年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費の物価高騰対策給付金事業から款 9 教育費、項 2 小学校費の勝浦小学校給食室給湯器取替工事まで11件の事業で、合計金額 2 億6,296万1,000円。うち翌年度繰越額は 1 億3,645万円で、財源内訳は、既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源は国県支出金5,698万円、地方債2,690万円、その他55万円で、一般財源は5,202万円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 14 報告第 11 号 令和 6 年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について

○議長（曾根和仁君） 日程第14、報告第11号令和 6 年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 報告第11号令和 6 年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、事業名、衛星携帯電話整備事業、予算計上額63万2,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。財源内訳としましては、他会計負担金32万円と損益勘定留保資金31万2,000円でございます。

今回の予算の繰越しにつきましては、財源内訳の他会計負担金、こちらは一般会計からの繰入金ですが、その他会計負担金の財源となる国の交付金の交付決定まで事業を実施することができず、年度内に事業を完了させることが困難となりましたので、繰り越しさせていただいております。

以上、地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 15 報告第 12 号 専決処分（令和 7 年度那智勝浦町一般会計補正予算（第 2 号））

##### した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第15、報告第12号専決処分（令和 7 年度那智勝浦町一般会計補正予算（第 2 号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 報告第12号専決処分（令和 7 年度那智勝浦町一般会計補正予算（第 2 号））した事件の承認について御説明申し上げます。

これにつきましては、前知事の死去に伴います 5 月 15 日告示、6 月 1 日投票日の和歌山県知事選挙に係る費用につきまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和 7 年 4 月 21 日付で専決処分させていただいております。

次のページをお願いいたします。

令和 7 年度那智勝浦町一般会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,532万7,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款16県支出金の補正により、歳入合計で補正前の額112億288万6,000円に、補正額で1,244万

1,000円を追加し、計で112億1,532万7,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

款2 総務費の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5 ページの歳出について、それぞれ1,244万1,000円の増額をお願いしております。5 ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,244万1,000円となっております。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款16 県支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金、節3 県知事選挙費委託金1,244万1,000円は、この選挙に係る費用としまして県から交付されます委託金で、歳出予算額と同額を計上させていただいております。

7 ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款2 総務費、項4 選挙費、目3 県知事選挙費、補正額1,244万1,000円につきましては、節1 報酬から次のページの節18 負担金、補助及び交付金まで、この選挙に係る費用としまして、説明欄記載のとおり計上させていただいております。

節1 報酬200万3,000円は、期日前投票及び投票日当日の投票管理者と立会人等の報酬及び選挙事務に係る会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

節3 職員手当等608万7,000円は、期日前投票及び投票日当日の職員の超過勤務手当等でございます。

節10 需用費119万8,000円は、投開票事務に係る文具費や食料費等で、備考欄のとおりでございます。

節11 役務費115万7,000円は、入場券などの郵送代などとなっております。

節12 委託料84万5,000円は、町内153か所のポスター掲示場設置・撤去及び管理費用でございます。

節13 使用料及び賃借料87万7,000円は、備考欄記載のとおり、選挙事務に必要なとなった物品の借上料などでございます。

8 ページをお願いいたします。

節18 負担金、補助及び交付金16万5,000円は、期日前投票及び投票日当日の投票管理者と立会人等に係る非常勤職員公務災害補償負担金でございます。

9 ページ以降に、この選挙に係ります報酬、職員手当の給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。



説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第50号 二級河川の指定の変更について

○議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第50号二級河川の指定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 議案第50号二級河川の指定の変更について。

〔議案第50号朗読〕

関係資料を御覧ください。

河川名は、二級河川長野川でございます。箇所につきましては、宇久井地区那智勝浦自動車学校付近に位置します。地区の冠水対策として、和歌山県が河川の湾曲した黄色部分をショートカットし、赤色部分に付け替え工事を行いました。工事が完了したことにより、黄色部分の旧河川につきましては二級河川の指定から外し、普通河川として町管理とするものでございます。

長野川全延長につきましては、1,830メートルから1,650メートルとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 町管理の普通河川になった後、これ水が滞留してないと思うんですけど、流れていないんで悪臭とか、そういったことも考えられるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） お答えいたします。

その普通河川になるほうに水が来ないんじゃないかということだと思うんですけど、今現在、この図上で言う赤のショートカットの一番上流部に、護岸の中腹に、管自体がもう入っております。水が行くようになっておりますので、ある程度、本流のほうの水がたまってきた場合に、この旧河川に水が流れるようになっております。そして、普通に雨が降ると、たくさんのいろんなところから水が流入して、川自体は機能しているということになるうかと思えます。以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第51号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第17、議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

〔議案第51号朗読〕

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、那智勝浦町税条例を改正するものでございます。説明は関係資料でさせていただきますので、関係資料をお願いいたします。

資料には、条例の改正内容と枠線内は主な改正理由を記載しております。

第18条につきましては、公示送達について、公示事項を町役場の掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置等が追加され

たことに伴う改正でございます。

次の第18条の3は、施行規則の定義が第18条に明記されたため、字句の整備を行うものでございます。

次の第34条の2から次のページの第36条の3の3までは、個人住民税の改正でございます。大学生年代の子等に関する個人住民税の特別控除の創設に伴い、令和8年度分以後の個人住民税に関し、当該特別控除に係る額の所得控除を実施するための規定の整備を行うものでございます。

内容につきましては、関係資料の5ページをお願いいたします。

1、個人住民税の控除等の見直しについてでございます。

①としまして、給与所得控除の見直しということで、給与所得控除の最低保証額について、65万円に引き上げられます。

②基礎控除については、改正なしでございます。

③大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設でございますが、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が、表のとおり段階的に逓減する仕組みが導入されてございます。この制度は、大学生年代の子供を持つ親等の税負担を軽減し、いわゆる103万円の壁による就業調整の問題に対応することを目的として、創設されています。

④扶養親族等に係る所得要件の引上げにつきましては、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得に係る要件及びひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計金額の要件が、58万円に引き上げられます。給与収入に換算すると、123万円になります。

施行期日は、令和8年1月1日でございます。

6ページをお願いいたします。

参考資料としまして、個人住民税と所得税の関係を示す資料が総務省のほうから出されていきましたので、添付させていただきました。

表のとおり、①の給与所得控除の見直しから④の扶養親族等に係る所得要件の引上げまでの改正内容を、個人住民税と所得税を比較したものになります。②の基礎控除の部分が、住民税と所得税が異なっておりまして、所得税の場合は、基礎控除が48万円から95万円に引き上げられております。①と③、④につきましては、住民税は所得税と同様の対応となっております。

なお、一番下の米印ですが、給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要となっておりますので、今回の条例改正には含まれておりません。

それでは、関係資料の3ページにお戻りください。

附則第16条の2の2でございます。

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻きたばこよりも税負担の水準が低い加熱式たばこについて、課税の適正化の観点から課税方式が見直されるものでございます。現在、加熱式たばこの課税方式は、その重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算

して課税しておりますが、重量のみで換算する方式に見直されます。実施時期については、令和8年4月1日と、令和8年10月1日に段階的に実施されます。

最後に、附則でございますが、第1条には施行期日を、第2条は公示送達に関する経過措置を、第3条は町民税に関する経過措置を、第4条は町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第52号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第53号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第18、議案第52号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第19、議案第53号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本君。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第52号及び第53号につきまして、改正内容が重複する箇所がございますので、一括して御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

説明につきましては、関係資料でさせていただきますので、関係資料をお願いします。

1、改正の理由でございます。

この条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、定員19人以下のゼロ歳から2歳児を預かる家庭的保育事業等の地域型保育事業の認可のための基準を定めたものでございます。今回の改正は、国の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

家庭的保育事業等につきましては、保育所、幼稚園より小さな規模、少人数の単位で実施される保育で、施設等の設備、職員の資格要件などから大きく四つの事業に区分されております。なお、現在、本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

2、改正の内容でございます。

居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育を適切かつ確実に行い、卒園後も必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携施設を確保する必要があります。今回の国の基準の改正を踏まえ、連携施設の確保に関する規定及び経過措置期間を改正するものです。

第6条の保育所等の連携に係る規定の改正で、第2項、第3項については、保育内容支援に係る連携協力に関する見直しでございます。家庭的保育事業者等が、保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって、適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援について、保育所等以外の保育を提供する事業者から連携することも可能とするものでございます。

次に、第4項、第5項については、代替保育に係る連携協力に関する見直しでございます。同じく、保育所等の連携によって、適切に確保しなければならない連携協力項目の代替保育について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、附則第3条における連携施設に関する経過措置に係る規定の改正でございます。家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設を確保しないことができる経過措置期間について、10年から15年に延長するものでございます。

そのほか、所要の改正でございます。連携協力に関する見直しに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行っております。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案第53号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

〔議案第53号朗読〕

こちらで説明は関係資料でさせていただきます。関係資料をお願いします。

1、改正の理由でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設、事業者の運営基準を定めたものでございます。特定教育・保育施設とは、施設型給付費の

支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園を言い、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等を言います。

給付費の支給対象であるかどうかを確認するための運営基準を定めたものでございます。この運営基準は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従わなければならないと定められており、今回、国の基準が改正されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

2、改正内容でございますが、議案第52号と同様、国の基準の改正を踏まえ、連携施設の確保に関する規定及び経過措置期間を改正するものでございます。

第42条の特定教育・保育施設等の連携に係る規定の改正でございますが、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しにつきましては、議案第52号と同様の改正内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

また、次の附則第5条の連携施設の確保に関する経過措置期間の延長につきましても、議案第52号と同様の改正内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

そのほか、連携協力に関する見直しに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行っております。施行期日につきましては、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第52号及び議案第53号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時37分 休憩

14時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第54号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第20、議案第54号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第54号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,750万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,283万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額112億1,532万7,000円に補正額2億1,750万5,000円を追加し、計で114億3,283万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費から款6商工費までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業と脱炭素化推進事業の補正により、補正前の限度額計19億2,010万円に1,720万円を増額し、補正後の限度額を19億3,730万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ2億1,750万5,000円の増額をお願いしてございます。

6ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金8,424万6,000円の増額、地方債1,720万円の増額、その他1,600万円の増額、一般財源は1億5万9,000円の増額となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は1,505万9,000円の増額で、計で39億821万5,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、補正額8,500万円でございます。後ほど歳出で御説明いたします那智勝浦まちなか商品券事業に必要となるため、取り崩すものでございます。

款22町債、目1民生債並びに目8総務債で、合計1,720万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として、補正をお願いするものでございます。

14ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

11ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の61万3,000円の増額につきましては、後ほど特別会計で説明させていただきます。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、節1報酬7万4,000円の増額は、会計年度任用職員の超過勤務手当で、事務受付職員3名のうち、昨年度末で2名が退職し、残った1名の会計年度任用職員に土曜、祝日の勤務が集中したことから、手当が不足するため補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費150万円は、説明欄記載の支援金で、令和6年10月の大雨により土砂災害で被災された1世帯に対するもので、基礎支援



金100万円と、被災後の住居の賃借に対する加算支援金50万円を支給するものでございます。  
なお、本町被災者生活再建支援金制度は、当該災害をきっかけに創設した制度で、本年4月から施行し、災害時に遡って適用するものでございます。

目3老人福祉費、節14工事請負費860万円、説明欄記載の老人憩いの家正和荘浄化槽・トイレ改修工事でございます。説明は別紙の福祉課関係資料を御覧ください。

正和荘は建設後47年が経過し、浄化槽にひび割れが生じ、修理不可能なため、今回取替え工事を実施したくお願いするものです。既存の浄化槽は単独浄化槽（50人槽）ですが、改修後は合併浄化槽（18人槽）とするものです。あわせて、和式便器2基を洋式便器へ取替えを行うものでございます。

地域の高齢者を中心とした社会参加の場、憩いの場として改修を進めてまいります。なお、財源は全額過疎債を活用いたします。

予算書11ページにお戻りください。

目10福祉健康センター費、節10需用費77万5,000円、説明欄記載の修繕料は、機能回復訓練センターの温泉プール用の循環ポンプとヘアキャッチャーの取替え修繕でございます。なお、ヘアキャッチャーとは、プール内から温泉を循環させる際に出る髪の毛等のごみをキャッチし、ポンプやろ過装置への流入を防ぐものです。施設整備後31年が経過し、経年劣化により今回取替えをお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節13磯根漁場再生事業補助金133万3,000円につきましては、説明欄記載の事業に係る費用の3分の1を受け入れるものでございます。

節15漁業経営構造改善事業費補助金500万円につきましては、説明欄記載の事業に係る費用の10分の10を受け入れるものでございます。こちらも事業の詳細については、歳出のほうで御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節12委託料472万6,000円につきましては、にぎわい市場の観光客の利便性の向上を図るため、内装・外装の改修を指定管理業者に委託するものでございます。

別紙の農林水産課関係資料の1ページを御覧ください。

左側の写真が改修前、右側が改修後のイメージを表したものになります。上段につきましては、飲食テナントが外からのお客様と対面で接客ができるような形を想定しております。中段

は、漁港で風景を楽しみながら飲食や休憩ができる空間づくりを行うとともに、下段にございますように、既設の雨よけカーテンの劣化が著しいことから、カーテンの新設・更新を図り、雨天時にもお客様が利用しやすい環境を整えるものです。そのほかに、海側の飲食スペースの照明の改修も実施するものとなっております。

目2水産振興費、節12委託料500万円につきましては、海業取組促進計画策定支援業務委託でございます。本事業は、水産庁が昨年11月に海業振興緊急支援事業の補正を行いました。これは、海業の全国的な展開に向け、海業の立ち上げに必要な実証調査やモデルづくり等のための取組を支援する内容となっております。令和7年1月より全国募集があり、本町も応募し、3月に事業計画を提出、事業採択をされたというものでございます。

別紙の農林水産課関係の資料の2ページを御覧ください。

事業内容といたしましては、那智地区と浦神地区を対象に、水産業と観光業の地域資源価値や魅力を見だし、国内外から多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すもので、今回、海業取組促進計画の策定と海業関連商品の開発を業務委託するものでございます。国費10分の10の事業となっております。なお、業者選定はプロポーザル方式で選定する予定でございます。

節18負担金、補助及び交付金400万円につきましては、水産振興会への補助金になります。歳入で触れました磯根漁場再生事業補助金、県3分の1を利用いたします。事業内容につきましては、各漁協と福井県立大学の濱口教授、県水産試験場の協力の下、2か所で藻場造成事業を行うものでございます。

農林水産課資料の3ページを御覧ください。

一つは、勝浦地先で実施いたします。造成場所の事前調査をして、食害防止カゴの制作、カゴには高水温適性カジメを入れて、9基設置いたします。その後、事後調査を行うものでございます。設置場所は、弁天島、中の島の周辺を予定しております。

続きまして、農林水産課資料の4ページを御覧ください。

もう一か所につきましては、浜ノ宮地先で実施いたします。こちらは海藻バンク事業となっております。内容といたしましては、漁港内で安定的に海藻を育成し、周辺海域へ移植して、広域に藻場を回復させる海藻供給システムをつくるものでございます。資料のイメージ図にございますように、黄色で囲った未利用漁港区域を網で仕切り、食害を完全に防止した上で、近隣海域で取れたアマモやクロメを移植し、成長確認をするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、説明欄記載のNFT×DAOを活用した関係人口拡大による連携

地域活性化事業で、事業費の3分の2を受け入れるものでございます。

節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、説明欄記載のまちなか商品券事業費の10分の10を受け入れるものでございます。詳細につきましては、どちらも歳出のほうで御説明させていただきます。

次のページをめくってください。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援寄附金につきましては、説明欄記載上段、まちづくり寄附金600万円は、歳出でも説明しますが、町内小学生と奈良県宇陀市の小学生、またカンボジアの小学生との他地域交流並びに国際交流事業の支援を呼びかけました、ふるさと納税クラウドファンディングの寄附金となっております。寄附金につきましては6月30日まで募集を行い、昨日現在で513万7,000円の寄附をいただいているところでございます。

その下の応援寄附金（企業版）につきましては、先ほどの新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した関係人口拡大による連携地域活性化事業費へ充当するものでございます。包括協定を結んでおります一般社団法人公民連携推進機構の会員企業様より企業版ふるさと納税を受け入れる予定となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2企画費4,855万4,000円の増額につきましては、節10需用費、節11役務費は、先ほどの他地域交流並びに国際交流事業の支援を呼びかけた、ふるさと納税クラウドファンディングに係るもので、消耗品は返礼品代、通信運搬費は返礼品の送料、手数料は中間管理手数料となります。

節12委託料のうち、説明欄記載の関係人口拡大による連携地域活性化事業実施事業委託につきましては、先ほどの新しい地方経済・生活環境創生交付金2,000万円と企業版ふるさと納税1,000万円を活用し、行う事業でございます。

こちらはすみません、関係資料のほうをお願いいたします。

この事業につきましては、政府が掲げる地方創生2.0の理念に基づき、昨年8月に包括連携協定を結んだ一般社団法人公民連携機構の支援を受け、新しい地方経済・生活環境創生交付金のデジタル実装型・TYPE Vの交付金を受けることができました。

これまでの地方創生1.0につきましては、2014年に始まり、実際に人が移動する移住・定住の促進、また企業誘致を進めておりましたが、東京一極集中の是正が進まず、持続可能な地域経営には十分な効果を発揮できませんでした。これらを踏まえ、政府のほうは地方創生2.0というところで、人口減少を前提とした関係人口の創出、そしてAI、デジタル技術の導入による産業構造の構築など、持続可能な地域経済の創出や生活環境の向上を求めています。

そちらの事業の中身としましては、先進的デジタル公共材活用型としまして、ブロックチェーンやAIなど、新たなデジタル公共財を複数の自治体で共同で利用することとされており、連携自治体としまして奈良県の宇陀市、山梨県の大月市、同じく山梨県の富士川町と連携する

ことになっております。代表自治体につきましては、奈良県宇陀市となっております。

主なデジタル事業としましては、インターネットを通じ、そのまちを応援する域外の方々をデジタル住民として囲い込み、また、囲い込みの手段としましては、インセンティブの付加価値をつけ、N F Tと呼ばれるデジタル住民票を発行し、囲い込みを行います。

裏面のほうをお願いします。

ポンチ絵がありますが、囲い込んだN F T購入者、いわゆるデジタル住民が右下にあります。住民をD A Oというインターネット上のコミュニティで交流の場に呼び込み、コミュニティの中でデジタル住民によるまちづくりへの参画、そして、ふるさと納税を呼びかけることが可能となります。町としましては、域外からのアイデア、そしてまた、ふるさと納税を促すことが可能となります。

そして、4地域の連携につきましては、これまでなかった商品開発、そしてまた民間事業者間の交流も促され、新しい地方経済の取組を起こしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、説明欄の小学生の他地域交流・国際交流事業実施業務委託につきましては、先ほど歳入でもありましたように、事業に支援を呼びかけました、ふるさと納税クラウドファンディングで募った資金を使って行う事業でございます。

こちらの資料につきましては、3ページをお願いいたします。

町内においても、多くのインバウンド観光客が来町され、また、米T I M E誌による世界で最もすばらしい場所百選にも選ばれ、さらには、ドジャース大谷選手による那智勝浦産生まぐろの紹介など、海外での認知度が増しております。将来にわたり、魅力ある観光地として成長を続けていくためにも、故郷の歴史、文化に興味関心を引き出すとともに、グローバルな視点を育む国際理解教育の一環として、公益財団法人C I E S Fが教育支援を行いますカンボジアの小学生との交流事業を実施する予定となっております。

町の小学生10名、そして宇陀市、カンボジアの小学生それぞれ10名、合わせまして合計30名で、2泊3日の交流事業を実施する予定でございます。交流事業の中には、オリンピックを講師に招き、宇陀市では水泳教室、そしてまた当町では那智ビーチを活用しましたビーチスポーツ教室を実施する予定でございます。

具体的には、7月23日に町内の小学生は宇陀市に移動します。宇陀市でカンボジアの子供らと合流しまして、宇陀市にある市営プールにて、オリンピックの寺川綾さんや千葉すずさんらの指導による水泳教室を受講されます。その夜には、宇陀市主催の歓迎交流会にも参加する予定となっております。

明日24日午前にはT i k T o k教室、また、午後からは宇陀市内を観光した後、宇陀市、カンボジアの小学生らとともに那智勝浦町に戻ってまいります。その夜には、町主催で歓迎交流会の予定をしているところでございます。

25日には、早朝より市場競り見学。そして、その後、ブルービーチ那智に移動しまして、ビーチフラッグ選手の遊佐雅美さんやビーチバレーの石島雄介さんを講師に招き、ビーチスポー

ツ教室を実施する予定となっております。町の子供たちには、宇陀市、カンボジアの子供たちやオリンピックとの交流により多様な体験を積むことで、子供たちの心と体を豊かに育てる事業と考えているところでございます。

今回連携いたしますNPO法人日本ビーチ文化振興協会とは、オリンピックによるビーチスポーツ体験はもちろんのこと、海辺の安全教室などを開催するほか、海辺のにぎわいを創出する活動も実施しているところでございます。今回の事業でも、ブルービーチ那智の活性化につながることで、通年集える海辺のにぎわい空間づくりも一つの目的と考えているところでございます。

説明欄下段の集落支援業務委託につきましては、すみません、予算書に戻っていただけますか。説明欄下段の集落支援業務委託です。

こちらにつきましては、空き家の実態調査、管理台帳の作成、利活用の促進までを行っていただき、地域課題を解決するための集落支援員の業務委託費でございます。近年、空き家問題は深刻な状況となっております。建築に精通した人物に委託する予定でございます。委託予定日は、7月1日からの予定でございます。

節14工事請負費、説明欄記載の公共施設等照明LED化工事ですが、こちらは関係資料の5ページのほうをお願いいたします。

この工事は、脱炭素化推進事業債を活用し、水俣条約の発効によって、水銀燈及び一般蛍光灯の生産・販売等が中止になることを受け、町内公共施設の照明設備の更新が急務になっておりますので、設備の更新として上程するものでございます。更新対象の設備予定施設については、資料のとおり183か所となっております。

続きまして、13ページのほうをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費で1億4,366万3,000円の補正でございます。物価高騰対策商品券事業でございまして、昨今のエネルギーや食料品価格の高騰など、生活に負担が多く出ております。支援策としまして、住民1人当たり1万円の商品券を配布するものでございます。

節3職員手当等は、職員の超勤手当となります。節10需用費は、引換えはがきの印刷代となります。節11役務費は、引換券の郵送費や周知に係る広告費となります。節12委託料は、商品券の交付業務を郵便局に委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金は、商品券の発行から換金までの業務を商工会に補助する事業とするものでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、7月1日現在の住民登録の町民1人当たり1万円分の商品券を配布する予定となっております。使用できる店舗につきましては、町内の事業所となります。商工会加入以外の店舗につきましては、町で募集を行う予定となっております。7月下旬より町内郵便局で引換えを行い、引換えから12月31日まで使用可能としている予定でございます。

観光企画課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

9 番松本君。

○9 番（松本和彦君） 2 点あります。

7 ページの新しい地方経済・生活環境創生交付金のことでお伺いしたいです。

こちらについてなんですけども、事業として単年度の事業なんかというところと、事業のこれをする事による最終的な目的というのが何なのか、ちょっと僕理解があんまりできてないんで、それをもう一回教えてほしいのと、こちらについてなんですけども、さきの3月の定例会のときに、シティプロモーション事業という同じような事業、インターネット上みたいなのがあったと思うんですけども、そのときの予算が1,000万円あって、それも公民連携推進機構の絡みやったと思うんですが、公民連携推進機構に全部こうやって何か絵を描くのを頼んであるんかというのもちょっとあって、その辺りで、もしこの1,000万円をもう払っていたとして、資金還流しないんかというのをちょっと僕心配してしまうんで、ここの3月のときをお願いした企業さんと、今回ふるさと納税をしてくれた企業さんの関連づけとかが全くないんかというところ。ないんやったら、ないでええんですけど、ちょっと金額も一緒やし、心配します。

8 ページのまちづくり応援寄附金の企業版というのは、どこかというのはいえんとは思いますが、そこが心配やから聞こうかなと思いやった点でした。

あと、すみません、海業の取組の件なんですけど、これは500万が10分の10の補助ということを取り組むということですが、成果というのが、10年後、浦神の小学校やったら、今の集客の5倍ということで、2万5,000人を目標にしてあるというふうなことなんですけども、そしたら、10年の事業として考えるとしたら、10年分の経費というのは補助対象で、国なんか県なんか分かんけど、もらえるんかというところで、町から持ち出しがないのかというところをちょっと確認したい。

皆さんがこれで潤うことができるんかというところがちょっと分かんので、10年先の話で申し訳ないんですけども、具体的に何かこう思うところがあるのか。そういうのを考えるための委託料やって言われたらもう仕方ないんですけども、町としての何かお考えがあるかどうかというのを教えてください。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 海業についての御質問でございます。

こちらのほうは、海業の取組なんですけども、まず、こちらのほうで地域で関連商品、海業ってこちらの資料にもございますけども、地元で何ができるんかというところを町だけじゃなくて外注することでそういった商品を生み出して、雇用を生み出すというところにつなげていくコンサルへ委託するものなんですけども、その中で、今年度は10分の10ですけども、じゃあ、以降はどうなるのかということなんですけども、これをやってみて、次に実装するに当たっての補助金はあるということですけども、それが10年間かというのはいえんそこは確認できておりません。

いずれにしろ、これをこの地区だけじゃなくて、ほかのやっていない地域とかでも先進事例

とかを参考にして、勝浦に合ったものを何かできないかというところの取っかかりでさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係についてお答えします。

7 ページの節 4 の新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業が単年かどうかということで、こちらは一応単年計画ということになっております。その後、やはり交流を深めていく中で、他の自治体とはもちろん交流を深めて、いろんなアイデアを出したり出展等を考えている予定でございますが、この補助金の事業としましては単年ということでございます。

目的についてはということでございますが、この地方創生ということで2.0、内閣府のほうで令和6年12月にこの補助金を発表しました。その補助金の中身については、さっき説明でもありましたように、やはり10年前の考え方では、もう地方の人口減少、地域経済の発展は止められないということがありましたので、今回10年後、新たな考え方として出てきたものでございます。

デジタルを活用した、やはり住民の囲い込み、NFTというところでございますけども、直近で言いますと、ふるさと住民登録制度となるものも内閣府のほうから発表されております。こちらについては、今言いましたNFTの住民らを、要は公的なもので認めていこうじゃないかというような考え方も国は持っているところでございます。

今回の事業、実は全国で市町村で言いますと、5事業が採択されております。そのうちの1事業というふうになりますけども、事業の中身については、これから今後いろんな形で連携自治体と協議をしていくわけでございますが、やはり先んじて今回、事業に手を挙げさせていただいたことは、先ほども出ました、ふるさと住民登録制度なるものも国が考えておりますので、今後、先にすることによっていろんな知識であったり、要は先に住民を囲い込めるような取組ができるのではないかなというふうには思っているところでございます。

そして、資金のあれですね。昨年のシティプロモーション予算1,000万円については、もうこちらは今年度、契約が始まっておるんですが、今回寄附の申出があった企業様とは別でございます。このシティプロモーションも、何社かに分けてプロモーション契約をしているところでございますので、その辺については御心配はないかというふうに思っております。

また、今回、申し出いただいた企業様については、既に寄附の申出書ということで頂いておりますが、その中で法人名の公表については控えていただきたいというところでチェックがございますので、申し訳ございませんが、公表は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9 番松本君。

○9 番（松本和彦君） まず、海業のほうなんですけども、そしたら、町の今後の経済発展という取組としてなんですけども、コアになる部分を勝浦の市場だけでなく、浦神であったり那智漁協であったり、分散させて町全体をとというふうな方向性に変えていくという形で思っていた

らいいんですかね。

それとあと、さっきの資金の話なんですけども、もうふるさと納税をいただいたところは公民連携の会員企業やけど、前回のところとは全く関係のないところということでよかったですか。しつこいようなんですけれども、それだけ確認させてください。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 分散しているということなんですけれども、それぞれこの2地区を先に選んだという理由なんですけども、分かりやすいほうで言えば、浦神地区のほうはロケットの打ち上げに関連した商品とか、その未利用土地の活用、それと海産物商品の販売や実証実験、効果検証、そこまでを考えておりまして、それで販売実証結果に一定の効果が認められたら、そのまま実装するような格好で考えております。

那智漁港につきましては、ちょうど藻場造成とか水産業だけでなく観光業も視野に入れた事業展開というところで、そういったところを考えられないかというところで、漁港にある未利用の漁港施設でウニの畜養ができないかとか、カキの養殖ができないかとか、そういった計画を策定するものとなっております。

その辺りも先進地事例を参考にしながら、実際、勝浦に合ったものをというふうに考えていくような方向性で考えております。ただ、それがほかの漁港でもできるから、場所は違いますが一緒にやったらどうかというところが出てくるかと思うんですけれども、それはそれで地域の漁港ごとに雇用やにぎわいができるということで、いいんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

プロモーション費1,000万円と、今回の企業版ふるさと納税の企業が一緒ではないかという確認だと思いますが、確認といいますか、そこは別の会社ということで間違いございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） この新しい地方経済・生活環境創生交付金の件でお願いします。

ちょっとすごい僕にとっては難しい話で、ちょっと質問させてもらいたいんですけれども、NFTイコールデジタル住民票ということで大丈夫なんですかね。というのが一つと、こういった関係人口を増やすって、架空の住民票をつくるというのは結構取り組まれているところもあって、割とうまくいっていないところが多い印象なんですけど、今回これをやるに当たって、そこと違うといいますか、どの辺が今までのと違うんかちょっと説明していただきたいと思うのと、あと、結局、コミュニケーションを取るのには地域事業者となっていますけれども、結局よくあるのが、事業者がやりたいことを応援するのは事業者は頑張ると思うんですけれども、こんなやってくださいと言って事業者に下ろしたときに。なかなか動きが鈍いとか、どこかやってくれませんかとお願ひするようなケースが結構見受けられるんですけれども、今回こういう案があるときに、乗り気な事業者ってあるんでしょうか。



○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

1点目は、N F Tイコールデジタル住民票ということによろしいでしょうか、確認で。N F Tイコール、今、そのことをデジタル住民票というふうな形で扱っているところでございます。

そして、事業所との関係ということで、今後、町内の事業所がこの事業に乗っていただける事業者があるかどうかというところですか。こちらについては、まだ事業者に関別々に当たっている状況ではございませんが、ぜひこういう新しいコミュニティーで新しいアイデアをいただけるというところもございまして、こちらとしましては事業者探しも含めて、今後行っていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

すみません、大変申し訳ございません。今までの事例でうまくいっていないという、私もちょっとすみません勉強不足で、うまくいっていない事例というのが、私のほうはちょっと勉強不足でございまして分からないところではございますが、既にもうN F T購入者が町内にも300か400ぐらいの購入の方がいております。そこで実際、今のところ不具合というのは出ておりません。よろしいですか、すみません。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） すみません。まず、そもそもこれはもうしているんですかね、N F Tの販売は、ということと、N F Tイコールデジタル住民票ということだと、わざわざデジタルにする意味というのがちょっとどういう意味があるのかなというのを教えてください。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、言葉足らずで。既に昨年、公民連携推進機構様の御支援の下、デジタルN F Tを発行しております。その中で、インフルエンサーを使った方に那智山に来ていただいて、その方の写真を、御存じだと思いますが、そういうことをしております、既に350枚ほど発行しております。

それをもっと今後は本格的に広めていきたいというところもございまして、行っていくものがございます。あと、デジタル、すみません、大丈夫ですか。はい、すみません、そういうことです。

○議長（曾根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） 二つほどというか、先ほどから出てるデジタル型のT Y P E Vの件なんですけど、そもそもこの関連自治体、奈良県宇陀市と山梨県大月市、山梨県富士川町、これは決まっているのか、何かがあって決まったのか。そもそもなぜこのこと関連するのか、ちょっとそこが分からなかったのて教えてほしいのと、これは全て一般社団法人公民連携推進機構が窓口だったと思います。これをやっていて、その成果とかそういう結果とかは議会に報告、そういうのがあるのかどうか、その中身の。今、皆さん補助金を出して委託してやってもらって、その後、どういうふうな効果がありました云々というのは、またこちらに報告があるのかというのを教えてほしいのと、もう一つは、にぎわい市場の高付加価値事業委託。

これはいいことだと思うんですけども、ちょっと過去に漁業関係者とそういうちょっとトラブルがあったと思うので、聞いていると、これをまた指定管理業者に委託するって話なんですけども、そこはちゃんときっちり今、役場が入って話ができているのか。そこはちゃんとしておかなければ、また変な問題になったら駄目かなと思うので、そこはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） にぎわい市場の工事の関係でございます。こちらのほうは指定管理業者からも部分的なりニューアルという相談も、以前からございました。町は施設管理者ということで、設計、施工を一体的に実施することが必要であると判断して、今回、指定管理業者に事業委託をするわけですけども、それに当たりまして、そういった事前の打合せでありますとか、漁協とのいつからこういう工事をしますとか、そういった説明のところは町が間に入って説明をした上で、慎重に進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課関係では、2点あるかと思います。

まずは、関連自治体の構成がなぜこの構成になったかというところでございますが、すみません、資料の1ページなんですけど、実はもうこの中に、皆さん、関連自治体の方、代表の方が来ていただいております。

8月5日に、こういう形で東京のほうで包括連携協定を結びました。そんな中で、やはりスタートラインに立った同じ自治体というところもありますので、こういうことで事前にオンライン等で当時の課長等とは情報共有をしながらではあったんですが、もうこの4自治体でやっていこうかという確認を取って、このメンバーになったところでございます。

効果についてですが、おっしゃるとおり機会を見て、委員会なり、もちろん決算時期もございますし、効果については御説明できればなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） 今の説明で、この写真に載っているところがということは、この一般社団法人公民連携推進機構のところに手を挙げた自治体がここに載っているんですか。それで、その中が集まったので、そこに選定されている人たちと一緒にやりましょうって話になったという理解でいいのかというところをちょっと確認したいのと、あと、にぎわいの件は、ぜひちゃんと役場が入ってもらって、トラブルがないようによろしくお願いしますと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） この当時、昨年8月5日、参議院会館だったと思うんですが、包括連携を結ばれる17社の企業様、そしてまた自治体代表者が集まりまして、メディアも含めた発表をこの日に行っておるところでございます。関係自治体についても同じメンバーということで、今回始まっているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 10ページの関係人口拡大の関係なんですけども、ちょっとやっぱりもう少し分かりにくいんで教えてください。

このNFTというのはデジタル資産ということなんですけども、これは実際もう発行されている300というふうにあったんですけど、もうちょっと具体的にもう少し教えてほしいんですね。幾らで、それって携帯か何かにデータとして、これは私の会員証ですよみたいな感じのもののんでしょうか。

その辺りを教えてほしいのと、その会員証があれば、特典があるわけですよね、何か。そういう社会が仮想の空間で、例えばパソコンなりで入って、そういういろんな特典とかコミュニティ社会、こんなものが欲しいとか、こういう商品があるとか、商品開発をこうしてみたいなことをされるのかどうか。

最終的な目的というのは、これはふるさと納税を増やすということなんですよね。その辺りもちょっと確認したいんです。ですから、例えば、私がNFTを幾らで買って、どこのパソコンに入って、そういう特典が受けられて、安い商品ですかね、何かそういうのがあるのかどうか。その辺りをちょっとお聞きしたいです。

それと、ふるさと納税の寄附ですけども、この四つの団体がお金を出し合っているのかと思うんですけども、応援寄附金の企業版ですよね。これはその関連する企業から確実に入るものなんですか。これは事業費というのはもう固定で、事業が少なかったから減額になるとか、入らないとか、そういうことはないんでしょうか。その辺りもちょっとお伺いします。

それと、もう一点なんですけども、13ページのまちなか商品券事業補助金、この1億4,000万円あるんですね。国、県の支出金のほうが5,700万円あって、一般財源のほうは8,500万円せっかく使っているんですよね、そこのお金のほうを。せっかくこの事業を物価高騰でやっているんですけども、このまちなか商品券なんですけど、これ1行で書かれてあって、私はもう新聞で見て、1人1万円とかいうふうなことを知るだけで、やっぱり資料が欲しいなと。

せっかく町長がされるんですから、やっぱり町民の方にも、こういう事業をしますというのが分かるように、もうパンフレットみたいなものがあるのであれば、やっぱり議員にも提示していただければ、それが出せるんじゃないかと思うんですけども。その辺り、資料がないのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

それだけお願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） まずは、NFTというところで、どういうものかというところでございます。

前回、既に購入していただいた形式で言いますと、やはりパソコンであったりスマホであったり、そこからアクセス、すみません。このNFTの窓口が、そういうサイトがありまして、

本当に安全かつかなりセキュリティーも高いサイトがございます。そこでNFTを購入することになっております。

金額についてもばらばらです。自治体によったら1,000円から始まったり、3,000円、5,000円と、いろんなところがあります。町につきましても、5,000円であったり1万円であったりと、何種類か用意をしています。去年、インフルエンサーに来ていただいて、那智山でNFT用のデジタル写真を収めた、そのデジタル写真がNFT購入者、350人ほど今、購入をいただいているところでございます。そこにもインセンティブとしまして、町内での商品券とかということで、町内に流入という目的もございますので、インセンティブをつけて町内流入を図っているところでございます。

そのNFT購入者をDAOという、要はインターネット上のコミュニティーをつくって、NFT購入者については、デジタル上ですけどもアクセスというか、もう連絡が取れるというか、インターネット上でできていますので、DAOというコミュニティーをつくって、そこでNFT購入者らでいろんな御意見、アイデア出しできる場を設けます。もちろん、こちらからも発信して、こういう考えはいかがですかとか、こういう商品をつくろうと思っていますが、いかがですかというようなことも双方向でコミュニケーションはできます。

最終的には、ふるさと納税というところでございますが、もちろん、ふるさと納税もありますし、観光客として実際、那智勝浦町に来ていただくような取組というようなところも考えております。

寄附の申出書が必ず入るかというところでございます。

こちらについては、5月末に寄附申出書を企業様から頂いております。寄附申出書ということでもありますので、実際寄附はまだ入っていないんですが、会社名で寄附申出書も頂いておりますし、こちらからも寄附申出書を受け取りましたということで、社長様に直接御連絡をしているところでございます。お礼を述べているところでございます。

あと、まちなか商品券の資料が今回なかったということでございます。

大変申し訳ございません。議員の皆様に対しましての説明資料は、今回不足しておりました。今後、広報等で御可決いただきましたら、住民の皆様にお示しできるような回覧等を作成してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 結局、NFTは今回の事業で発行するのは、幾らの分を発行するのかを聞きたいんです。金額はいろいろあるのかもしれませんが。

この事業というのは、もう固定の事業で、うちは3,000万円ですかね。もう事業がうまくいかなかったらじゃないですけど、小さくなったとしても、もう同じ金額。この四つの団体がもう金額を出し合いして、一つの事業としてどこかに委託してやるということなんですか。

最終的に、ふるさと納税を増やす。例えば、幾らぐらいとか。これだけ大きな事業をやっている、ふるさと納税がどれぐらい増える予測やとか、観光の人口が幾ら増えるとか、そうい

うのがあるんですか。仮にでも出してあるんでしたら、お願いしたいんです。

まちなか商品券なんですけども、私たちもこれ1億円を可決せなんだらあかん話なんです。前回やってあるとはいえ、やっぱりもう少し資料を出していただきたい。口頭でぱっと御説明していただいたんですけども、たしか商工会が何かで印刷して、郵便局か何かで配布やったんですかね。前回も、今さっき説明していただきましたけども、商工会の会員さんだけじゃなしにほかの事業所もということなんです。そこら辺り、ほかの事業所もどういうところを適用しようとしているのか、ちょっと今分かったらお願いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） まず、今回のNFTの幾らの分を発行するかというところがございますけれども、現在のところ、まだそちらについては未定で、決まっていないところがございます。

あと、ふるさと納税の最終、この効果といいますか、そこで幾らというところに持っていかというところがございますけども、すみません、手元に資料ございません。また、もし分かりましたら、委員会等で御説明させていただきます。

あと、資料の配付につきましては、大変申し訳ございませんでした。今日は本来、議員おっしゃるとおり、資料のほうを御用意すればよろしかったかというふうに思っております。先ほどの繰り返しになりますが、御可決後、回覧等で速やかに資料のほうは用意し、住民の皆様には御説明申し上げたいなというふうに思っています。

あと、事業所の取扱いですけども、一応こちらで応募をかけたときに、基本、町内の事業所であれば、大型店舗であっても事業所として認定する予定になっております。商工会以外の方の事業所については、先ほどの繰り返しになりますが回覧等でまた御案内して、多くの事業所が参加していただければなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） 新しい事業で、これはもう有利な財源でいろんなことに挑戦してくれるというのは大変ありがたいんですけどね。なかなか頭が固いのか、こういうので本当に今、ふるさと納税のことを言われましたけど、この事業でふるさと納税がなぜ増えるのかというのが、なかなかぴんとこないですからね。なぜふるさと納税もよくなると何を根拠に言われているのか、ちょっと教えていただいたら。

そして、もう一つ、この10ページの下の工事負担金ですね。これはLEDのやつなんかな。さっきあったと思うんですけど、参考資料の5ページやと思うんですけど、この事業LED化のこれはどのような発注のされ方をするのかというのと、そしてもう一つ、農水のその藻場の育成やったですね。これはどこで行われるかな。浜ノ宮漁協と勝浦漁協の幾つかのところで行われるんですか。参考資料の3ページと4ページですね。

この事業って、ずっとほかの地域でも何年か前からやられてると思うんですけど、この成功事例が近くにあれば、どのようなところで成功事例があるのか。失敗事例でもあれば、教え

ていただきたいんですけど。失敗事例が分からんだら、成功事例だけでも分かっているところが近くにあれば、教えていただきたいです。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 公共施設LED化の発注の仕方についてということでしたけども、今、表にあるように183か所対象はあるんですけども、町の電気業ですけども指名業者の中で、二つに分けたいというふうに考えています。二つというのは、建設課関係の街路灯117基と、街路灯以外ということで発注しようというふうに今現在は考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明します。

ふるさと納税、この事業によってなぜ伸びるかというか増えるかという根拠といいますか考えということでございますけれども、ふるさと納税も人口減少の中、今は右肩上がりですぐに上がっておるんですが、全国的に言いますと。もう5年後を見てみますと、ふるさと納税も先細りになるだろうと。やはり人口減少が大きい中で、そういうことの既にもう分析が出ているところでございます。

今回、やはりふるさと納税をこちらに流入しようと思えば、那智勝浦町をいかに知ってもらうかだと思います。全国に那智勝浦町を知らない方がたくさんございますし、那智勝浦町の魅力を発信していくのが観光企画課の仕事だというふうに思っております。

この町の認知度をいかに上げていくか。これまでも、観光振興で町の認知度を上げて、那智勝浦町にこういう魅力があるんだよということで、多くのお客様に来てもらってはあったんですが、なかなかそれではもう今のところ頭打ちといいますか、なかなか伸びないところもございます。

今回、新たに内閣府がお示しいただいたデジタルを使つての事業、そしてまた、予算につきましても交付金が3分の2いただけますし、今回幸い、民間の企業様の御支援もいただいて、事業的には持ち出しなしの3,000万円でこの事業を行えることになっております。

町の認知度を向上するという事は一番大切でございますし、これをやったら的確に、もうてきめんに上がったというのが隣の町でございます。昨年、ロケットで町の認知度が上がりました。結果的に、ふるさと納税が2倍近い形になったということでございます。

私どもの町には、もちろんロケットの見学場もあるんですが、やはりメディアさんは射場のあつところを報道し、そちらの分で全国的に知名度が上がつたということ、私ら自身は考えております。

なので、何とかして町の認知、要は那智勝浦町を知っていただける方法を考えた中で、いろんなことに事業を展開しているところでございますけど、認知度を上げていく一つの手段として公民連携推進機構の支援を受けながら、いろんな媒体ツール、そしてまた企業様のアイデアをいただきながら認知度を上げていく方法、そして、認知度が上がれば、ふるさと納税にも、また観光誘客にもつながるというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 藻場造成の成功事例について報告させていただきます。

近隣ですけれども、田辺市の新庄漁協ですけれども、こちらのほうでは以前は磯の至るところでヒジキが自生しておりましたけれども、環境変化により激減したということで、これを受けて、少し前になるんですけども2005年頃から取組を始めたそうです。

2012年からは、和歌山県と田辺市の協力を得ながら本格的に取りかかって、2018年から試行錯誤の結果、自生するヒジキの根元を残して刈り取って、1キロずつ網袋に入れて、それをほかの磯に運び、それを水際のブロックに固定したロープに60袋つないで並べるという形で、藻場を再生させるということをやっておられるそうです。その結果、ヒジキから種が放出されて磯につくということで、新しく藻場が再生するという取組をやっております。それにより、4年ほど前から、毎年ごとにヒジキが収穫されるようになったということです。

あと、同漁協では、カキとヒロメの養殖も手がけており、組合員の所得向上と海の環境をよくする取組に努めております。

藻場造成につきましては一定の年数を必要とする事業ではございますが、近隣にこのような成功事例がございました。失敗事例はちょっと分かりません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） この入札、この発注方法って、二つに分けて発注するん。ということは、二つの業者しか取れんということやね。これについては、LEDの事業は前もあったじゃないですか。そのときに、町内でできる仕事なんやから、普通の小さなお店の人、家電しているじゃないですか、そういう人にも仕事を与えたっていただきたいと。入札業者という縛りなしに、施設の近隣で電気屋さんがおったら、そこへ各課からお願いしてもええんやないかなと。

ちょっとでもそういう細々とやっている電気屋さんにも、まあ言うたら十分できる仕事やもんね。そういうところにも発注していただきたいと、そういう願いがあったもんですから、できればそういうふうにやっていただきたい。これはお願いでしておきますわ。それはそっちの制度上難しいとかいろいろあるでしょうけど、今後、いろいろこういう方式もあるということで、ちょっと考えていただきたい。

次、ふるさと納税なんですけど、いろんな新しい事業に挑戦してもらおうというのはありがたいことなんです。ただ、このふるさと納税のことを言うんやったら、認知度だけでふるさと納税ってなかなか上げれるもんやないと思うんですよ。

単純に考えたら、これ違っているか分からんけど、返礼品目的で返礼品のよしあしというか、その人の価値観もあるでしょうけど、それで返礼品のええところを自分が、この返礼品ええなというところにふるさと納税でする人って多分多いと思うんですけどね。もしその認知度だけやなしにこのふるさと納税を狙うのであれば、違う視点からやったほうがいいかと思うんですけどね。

もう一つは、成功事例は白浜なんですか。それはヒジキなんですよ。うちもヒジキなんですか。このカジメって書いてあるのは、また違う海藻なんか。海藻の名前というのは僕はあんまり知らないもので、ヒジキの養殖になるんですかね。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 入札の方法の話の中で、なるべく小さな町の電気屋さんみたいなのところへという話なんですけど、この脱炭素債についてはこれだけの数もかなり結構ありますし、これについては、きちんと町の指名業者、きちんとみんな仕事が欲しいというか、手を挙げてきていますので、きちんとそちらの方の発注ということになるんですけども、今現在も、例えば街路灯の修繕とか、各所に電気屋さんもありますので、そういった方に修繕なんかもお願いしていますので、お願いするものとしては今までどおり、小さなものなんかは町の各地区の電気さんをお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、返礼品目的で多くの方がふるさと納税を行うということでございます。残念ながら、町内におきましては、令和6年度でございますけれども、返礼品の第1位が宿泊割引券。これが1位なんですけど、これは町内事業所で扱っているんですが、それ以外は共通返礼品ということで、町内独自のものが少ないです。

そんな中で、やはり返礼品の開発、その開発につきましても、今回、先ほど御説明させていただきましたD A Oというコミュニティーで新たな商品開発というようなところもありますので、そこは域外の方の目線で商品開発ができればなというふうに思っております。

本当におっしゃるとおり、両輪で返礼品の開発、そしてまた那智勝浦町の認知度を上げながら、両輪の取組、対策をしていく必要があるかと思っておりますので、引き続き頑張っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 藻の種類ですけれども、多年生のものであればカジメ、クロメ、ヒジキ、アマモとかになってくるんですけども、それはまだ確定したわけではないんですけども、一年生のものでヒロメがこの辺に勝浦湾内に生えていたよということで、水温が高くなってきているので適しているんじゃないとか、そういったあたりも濱口先生のほうもおっしゃっていたので、適したものを選んでいくと思います。

以上でございます。

代表的な多年生の藻を資料に書いたということで、はい。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） あんまり理解してないんですけど、すみません、10ページの委託料の中で



関係人口拡大による地域活性化事業業務委託と、小学生の委託のほう。これは公民連携推進機構のほうに委託するんですか。委託って書かれてあるんで、どこかに委託するんですよ。その辺をちょっとお願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

節12委託料の小学生の他地域交流並びに国際交流事業業務委託というところでございます。

委託先につきましては、今ありました一般社団法人公民連携推進機構の参画団体ですか、会員企業の企業様になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） その公民連携の団体で、ふるさと納税の企業版のふるさとチョイスですか、1,000万円の寄附があったいうて、公民連携推進機構が紹介してふるさと納税をしていただいていることですね。何かそういう説明がありましたね。

その1,000万円のうち、国以外でうちが出すのは、その寄附をいただいた分の1,000万円を足して3,000万円にして、関係人口地域連携の活性化の4団体で1億2,000万円の予算で、公民連携推進機構が何か事業を進めているうちの、うちが3,000万円ということですか。4団体ありますよね、そのうちの3,000万円がうち。そのうちのふるさとチョイスか何かでいただいた企業版のやつでもらった1,000万円を使って、要は公民連携があって、地方創生に関心のある企業が100社ぐらい公民連携のほうの団体でおって、その中から多分寄附いただいたんやと思うんやけど、そっちから寄附をいただいて、それと国のお金と合わせて、また公民連携推進機構の関係の企業に委託するということですか。

NFTって言われてますけど、いろいろマーケットとかもあるみたいやし、ポイント制度みたいなんがあって、仮想通貨ではないけど、そういう近いようなものがあるって、隠岐島か何か海士町では、このポイントを持ってある人がこのDAOの協議団体をつくって、その中で発言権があって、そのポイントによって発言力があるとか、何かそういうところまで行っているところがあるんで、この辺はどういうふうに説明してもらえるのかなと今日は思いましたんですけど。よう分からんのやけど、どこまでどんなつもりで、どこまで行くつもりなんかないか、その辺はどんな考えたのかなと思って。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長村井君。

○観光企画課長（村井弘和君） まずは、説明欄の一番上の関係人口による3,000万円につきましては、2,000万円を交付金、1,000万円を企業版ふるさと納税の3,000万円です。これは各それぞれ他市町村の町も同じ形で、交付金2,000万円。他の会社から、ちょっと会社名は他市町村のは分からないんですけど、1,000万円。那智勝浦町と同様に、それぞれ3,000万円の原資を用意して、1億2,000万円の事業を共同で行うというふうなことでございます。

議員、先ほどちょっとふるさとチョイスということで言葉があったんですが、そちらのほうにつきましては、その下段の小学生の交流事業に使うものでございます。現在、517万円ほど

集まっておりますので、目標は600万円にしておりますが、現在はそういうところになっております。

ちょっと海士町のNFTのちょっと状況も、私すみません勉強不足で、どのような形でやっておるかはちょっと勉強不足なんですけど、やはりNFT購入者にはインセンティブを必ず何かしないと、なかなか購入していただけない状況もありますので、そのインセンティブをどのような形にしていくかというのも今後、4市町で検討していきたいなというふうには思っているところでございます。

すみません、以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 事業別にクラウドファンディングで集めたお金やと思うんですけど、昨年やったやつですか、マグロと人気料理人とかいうのと、あとコスプレイヤー。人気料理人のほうは、企業版のふるさと納税はかなり多かったんですけど、コスプレイヤーのほうは、パーセン的にすごい低かったなと思うのと、公民連携推進機構のホームページのほうなんかでは、カンボジアの小学生とやるというのは、エストニアの何かその関係で、もうカンボジアが候補であって、そのままうちと宇陀市がそれに手を挙げたのかなというような。何かどうも、どこが主導か。

DAOの説明でも、ほかの団体ではDAOの使い方はいろいろあって、どこまでどんなに使うんか。もう協議団体で、例えば企業みたいに上司、部下とかいう団体やなしに、公平な、例えばデジタル住民票を持ったら一つ1ポイントで発言権があつてとかいうようなことも書かれてあるんで、どこまで使いこなせることなんかなと思って、ちょっと心配してあるんですけど。またちゃんと委員会で説明をじっくり聞かせてもらったほうがええかなと思う。答弁は結構です、もう。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開16時35分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時22分 休憩

16時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

時間延長を行います。

〔16時35分・時間延長〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第55号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第21、議案第55号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第55号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回は、法改正に伴うシステム改修費用の補正をお願いするものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,349万9,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計補正前の額20億7,561万2,000円、補正額788万7,000円、計20億8,349万9,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金が788万7,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の補正額40万7,000円と、款9国庫支出金、項1国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金の補正額748万円は、歳出で説明させていただきます、システム改修の委託料の全額を受け入れるものです。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額788万7,000円の増額は、高額療養費の基準見直しと、令和8年度に施行される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第56号 令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（曾根和仁君） 日程第22、議案第56号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第56号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回は、法改正などに伴うシステム改修費用と事務費の補正をお願いするものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,100万9,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計補正前の額5億7,711万8,000円、補正額389万1,000円、計5億8,100万9,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出です。

補正額の財源内訳は、国庫支出金327万8,000円、一般財源が61万3,000円の増額となっています。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正額61万3,000円は、歳出で説明させていただきます事務費、郵送料の費用を一般会計から受け入れるものです。

款6国庫支出金、項1国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金の327万8,000円は、歳出で説明させていただきますシステム改修の委託料の全額を国より受け入れるものです。

7 ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費の補正額61万3,000円の増額は、当初、マイナ保険証の利用登録されている方には資格確認書を送らない想定でしたが、国の通知により、後期高齢者医療保険の被保険者全員に令和8年7月までの資格確認書を送付することになりましたので、郵送料の補正をお願いするものです。

節12委託料の327万8,000円につきましては、令和8年度に施行される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第57号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第23、議案第57号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 議案第57号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,467万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,242万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,225万2,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額5億3,436万2,000円に補正予定額96万2,000円を増額し、計5億3,532万4,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額3億5,582万4,000円に補正予定額96万2,000円を増額し、計3億5,678万6,000円とするものでございます。

2ページ上段をお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、下段をお願いいたします。

実施計画明細書、資本的収入及び支出の支出でございます。

第1款資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費、補正予定額96万2,000円を増額でございます。説明欄記載エアコンにつきましては、水道事業所2階会議室、約99平方メートルにおきまして、20年以上使用しております床置き型エアコンが今年に入り故障のため、使用及び修理不可能となりましたので、その取替費をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第58号 財産の取得について

○議長（曾根和仁君） 日程第24、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第58号について御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

本議案につきましては、令和7年第1回定例会におきまして御承認賜りました備品購入費に係る補正予算で、避難所の生活環境改善対策として、パーティション1,128張り、プライベートルーム型パーティション40張りを整備する事業に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札につきましては、令和7年4月3日に入札公告を実施。郵送または持参により、4月21日から4月30日まで受付を行い、5月1日に開札を行っております。応札は株式会社山口商会新宮支店1社のみで落札となっております。また、落札翌日の5月2日に仮契約を交わしているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 工事の入札のことだったら分かるんですけど、ちょっと教えてもらいたいですけど、この財産の取得とかの入札の場合、一般的な入札の価格ってどうやって決めるんでしょうか。標準価格といいますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 入札の予定価格の設定の仕方ということでよろしいですかね。

まず、備品の場合はカタログ価格というものがあって、それに対する落札率などを考慮して予定価格を定めるということになってございます。ちなみに、今回のこのパーティション等に係る予定価格は、4,022万4,800円を予定してございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） カタログとかの定価の4,000万円ちょっとということで、カタログ価格の8掛けぐらいで今回購入することになったということですかね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） ちょっとそのカタログ価格が幾らで、それに対して割合をどれだけ掛けたという、その具体的なものが今手元にございませんで、基本的な考え方はそういうことなんですけども、申し訳ないんですが、詳細につきましては、また後ほど御説明申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） 今この入札の現状なんですけど、普通、一般競争入札にしたら、何社も応募があるというのが普通想定されるんですけど、一般競争入札であえて2社で、1社がもう辞退ということなんですよね。それなら、一般競争入札がこのような状況になったときに、1社しか来てないなと。それやったら、指名競争入札で何社か選んでやったほうが、入札としてはそのほうがよかったんじゃないですかね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 入札の方法で、今回、一般競争入札ということで設定させていただいたんですけども、それは競争性を働かせるために、できるだけ多くの業者に参加していただきたいということもございまして、一般競争入札をさせていただきました。

ただ、結果としましては、一度に多くの物品を今回発注しておりますので、なかなか納期までの納入が難しいということがあって、辞退された業者さんについてはそういった理由で、結果として辞退されたということになってございます。

ですので、指名業者さんがどのぐらい実際指名があるのかどうかということもあるんですけども、指名業者に指名競争入札ということでさせていただいても、結果としては、応札できるのは僅かになってしまったかなというふうに考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） いや、ただ、町内で指名業者というのは、この商品に対してそうないと思いますよ。でも、全国でやったら、これぐらいの量を発注する大手の会社とか、そんなのは幾らでもあると思うんですよ。ただ、こうしたときに1社になったときに、それなら、1社で入札というのは、一般的に言われるのに、大体3社以上がなかったら入札というのは工事に関してはせんとするんですよ。

だから、一般競争入札にしてあるもんで、本当やったら全国から来てもこれ何の問題もないんですよ。でも、閲覧してないんか、ホームページに載せたあったんかも分らんんですけど、なかなか周知されずに、こういう状態になったのかもしれないけど。

でも、2社来て1社で、もう辞退で入札というなら、この1社では入札という制度にはちょっといかなものかということでやめて、こういう納入できる業者を調べて、その中で指名競争入札というのも考えられると思うんですよ。そういうことはできないんですかね。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 結果として、応札できたのが1社だったので、この入札が適正であっ



たかどうかということによろしいでしょうか。

まず、指名競争入札につきましては、事前の指名願の提出が前提となっておりますので、こちらから指名願のない業者を指名しての入札というのは、ちょっと難しいかなと考えてございます。

それとあと、まず、1社となったものでございますけども、入札公告から応札まで一定の期間を設けておりますので、一般的な機会均等という公平性につきましては今回担保されたものと考えてございます。また、経済性につきましても、予定価格に対する落札率が約91%でございましたので、経済性についても担保されたということで、今回落札となったものでございますので、どうぞ御了解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） いやいや、了解はしたよ。何も不正とかそういうことを言いやるのとは違うんやね。もっと競争原理を働かすために、一般競争入札っていうたら普通、何社も来ると思うんですけど、この場合、来なんだと。そしたら、これで納入できる業者って全国にでも何社もあると思うんですよ。初めは、もう一般競争入札でそこが来ても構わんのですからね、これ。そうでしょう、一般競争入札ですからね。指名競争入札じゃないんですからね。それでも来なかったという。

それが多分、そういうネットで載せてあるんでしょうけど、それを見てないから周知というか、その人らは分かってない。地元の近くの分かっている業者だけが入札に来たような状態やと思うんですけどね。そのときに1社やったら、不正とは言いませんよ。でも、競争入札原理を働かせるなら、そこで何社かに指名競争入札というのは絶対できるんですからね。違法ではないですからね。その品物というか、その案件によってできるんですからね。別に指名競争できるのに、初めから登録してなかったらあかんということはないんですよ、これ。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） 答弁はいいですけどね。今後、そういうことも踏まえて、ちょっとこういう入札業者が少ないときに考えてみてください。答弁は結構です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） ちょっと今、入札の条件などにつきましては、詳しい資料を今持っておりませんので、後ほどまたお答えさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第59号 財産の取得について

○議長（曾根和仁君） 日程第25、議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長檜尾君。

○消防長（檜尾光俊君） 議案第59号について御説明申し上げます。

〔議案第59号朗読〕

1 枚めくっていただきまして、入札執行調書でございます。

消防ポンプ自動車、製造業者及び県内の消防ポンプ自動車取扱業者の5社を指名し、5月15日に入札を行いましたところ、和歌山日野自動車株式会社が落札いたしました。落札額は5,300万円、契約額は5,830万円でございます。

消防本部関係資料を御覧ください。

本車両の特徴といたしまして、初動で山林火災に対応するため、小型動力ポンプを積載いたします。また、化学消防自動車として必要最小限の装備といたしまして、油火災等に対応できる資器材、電気自動車火災に対応した消火用ブランケット、建物用火災等に出る有害物質から隊員を守る除染資器材を積載いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第60号 町道の路線認定について

日程第27 議案第61号 町道の路線認定について

○議長（曾根和仁君） 日程第26、議案第60号町道の路線認定について及び日程第27、議案第61号町道の路線認定についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 議案第60号町道の路線認定について。

〔議案第60号朗読〕

次のページをお願いします。

地図の中央の赤色部分が今回、路線認定をお願いする箇所でございます。場所は旧グリーンピア南紀前のJRをまたぐ跨線橋でございます。

続きまして、議案第61号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第61号朗読〕

次のページをお願いいたします。

赤色部分が今回路線認定をお願いする箇所でございます。場所は旧グリーンピア南紀施設内道路で、那智勝浦町と太地町の町境を起点とし、那智勝浦新宮道路金剛院トンネル入り口につながる施設内道路でございます。

この両施設は、平成17年に旧グリーンピア南紀から那智勝浦町に移管されているもので、今回認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第60号及び議案第61号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第60号及び議案第61号について、さらに審議を深める必要があるため、総務経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議案第60号及び議案第61号は総務経済常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 先ほどの財産の取得についての議案のところでの御質問に対して、追加で答弁させていただきます。

まず、予定価格でございますけども、パーティションにつきましては、カタログ価格が1個3万5,530円で、これに対して事業者からの参考見積価格は3万3,000円でした。となりますので、率にすれば、カタログ価格から92.88%となります。

それから、プライベート型につきましては、カタログ価格8万630円に対して、参考見積価格が7万5,020円でしたので、こちらのほうにつきましては、率は93.04%を掛けた額が予定価格ということで設定をさせていただいております。

それからもう一点、入札の方法ですが、先ほど私一般競争入札ということで御説明申し上げておりましたが、一つ入札公告に条件がございまして、事業所の住所が和歌山県内もしくは三重県南牟婁郡に事業所を有するという条件をつけてございましたので、その中で入札を実行した結果、1社のみの応札であったということでございましたので、加えて御報告させていただきます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（曾根和仁君） 日程第28、議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第62号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の濱口博之氏の任期が令和7年6月23日をもって満了となります。後任といたしまして、瀧岡俊太氏を選任いたしたくお願いするものでございます。瀧岡氏につきましては、現在55歳、本町出身でございます。平成4年4月から株式会社千代田経営会計事務所で勤務され、その後、平成12年9月から瀧岡俊太税理士事務所を開設、税理士として勤められております。また、近畿税理士会新宮支部長などの役職にも就かれておられるところでございます。

御同意をいただきましたなら、任期は令和7年6月24日から令和10年6月23日までの3か年となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第63号 農業委員会委員の任命について

日程第30 議案第64号 農業委員会委員の任命について

日程第31 議案第65号 農業委員会委員の任命について

日程第32 議案第66号 農業委員会委員の任命について

日程第33 議案第67号 農業委員会委員の任命について

日程第34 議案第68号 農業委員会委員の任命について

日程第35 議案第69号 農業委員会委員の任命について

日程第36 議案第70号 農業委員会委員の任命について

日程第37 議案第71号 農業委員会委員の任命について

日程第38 議案第72号 農業委員会委員の任命について

日程第39 議案第73号 農業委員会委員の任命について

日程第40 議案第74号 農業委員会委員の任命について

日程第41 議案第75号 農業委員会委員の任命について

○議長（曾根和仁君） 日程第29、議案第63号農業委員会委員の任命についてから、日程第41、議案第75号農業委員会委員の任命についてまでを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島君。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第63号から75号について御説明させていただきます。

議案第63号から75号までは、農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員につきましては、令和7年9月16日で任期満了となっております。御同意いただければ、令和7年9月17日から3年間の任期となるものでございます。

なお、下里地区の委員1名がまだ決まっておりません。任期に間に合うように調整し、9月議会において新たに委員について議会に上程させていただく予定です。そのため、定員14名のところ13名で議会の同意を求めるものとなっております。

議案第63号は狗子ノ川124番地、塩崎一男氏、議案第64号は高津気409番地、西美恵子氏、議案第65号は井関824番地32、三隅玄也氏、議案第66号は二河1439番地、村上幸弘氏、議案第67号は浜ノ宮256番地1、中村誠一氏、議案第68号は口色川1898番地、齋藤真弓氏、議案第69号は小阪680番地、西浦完治氏、議案第70号は中里541番地2、太田幸助氏、議案第71号は下和田838番地、登地義明氏、議案第72号は南大居70番地、坂地秀文氏、議案第73号は南大居1072番地、米地賢吾氏、議案第74号は下里959番地1、江崎光洋氏、議案第75号は勝浦438番地、丸山一郎氏、以上13名について御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第63号から議案第75号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 4 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 4 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

○議長（曾根和仁君） 日程第42、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦について及び日程第43、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号について一括して御説明申し上げます。

〔諮問第 1 号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項において、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

梶信隆氏につきましては、令和 7 年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。梶氏につきましては、平成25年 4 月から現在まで、人権擁護委員として人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところでございます。地域住民の信頼も厚く、今後も人権擁護活動に御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続きまして、諮問第 2 号について御説明申し上げます。

〔諮問第 2 号朗読〕

現在の本町における人権擁護委員 6 名のうち、このたび、現委員の岡本美智子氏が令和 7 年12月31日をもって退任することから、後任といたしまして、井沼弘子氏を推薦いたしたくお諮りするものでございます。井沼氏は、令和 3 年 3 月まで本町の保育士として勤務され、本町の幼児保育・教育に携わってまいりました。保育士として保護者や児童との関わり、子供たちの成長を長年支えられた経験、そしてまた地域の福祉委員としても活躍された経験があります。今後の人権擁護委員活動に御尽力いただける適任者として推薦いたしたくお諮りするものでございます。

なお、今回議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和 8 年 1 月 1 日から 3 か年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 請願、陳情の委員会付託について

○議長（曾根和仁君） 日程第44、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情書を朗読させます。

議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） お手元に陳情文書表と、そして陳情書をお配りしております。

陳情書を朗読いたします。

〔陳情書朗読〕

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

陳情受理番号令和7年2については、総務経済常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は総務経済常任委員会に付託することと決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時27分 散会